

離婚請求棄却事由の研究——互責論（四）

—アメリカ諸州離婚法への展開—

村井衡平

- 序章 問題の提起
- 第一章 互責の沿革
- 第一節 ローマ法
- 第二節 カانون法
- 第三節 イギリス法（以上四巻一・三号）
- 第四節 アメリカへの継承
- 第二章 初期の立法と判例（以上四巻四号）
- 第三章 有責性比較の原則（本号）
- 第四章 最近の事情（以下次号）
- 第五章 結び—破綻主義への道

第三章 有責性比較の原則

第一節 互責に対する批判

離婚判決は夫婦としての義務に反する非行のあつた一方に制裁を加える趣旨で言渡されるもので、それを請求であるのは無責の被害配偶者にかぎられる。夫婦双方に離婚原因たる非行のあつた事実が認定される場合、いざれにも離婚判決は与えられない。かかる見解は、アメリカにおいて、当初は少しも批判をうけることなく、社会的にもいわば当たり前の事理として承認され、支持を得ていた。しかし、すでに一八四〇年頃からアメリカの経済は農業・商業から産業主義への移行を示しはじめ、一八六二年から六五年の南北戦争を経て、一八七〇年頃にはその速度を増し、一八九〇年にいたれば、ついに連邦国勢調査局が「未開拓地域は、開拓地があちこちに多く作られたため、一つのフロンティア・ラインを引くことは不可能になってしまった」と発表し、いよいよいわゆる辺境は姿を消すにいたっている。ロスコー・ハウンドの言葉を借りれば、同質的・開拓的・田園的社會から異質的・都会的・産業的社會へと進化・発展⁽²⁾の第一歩をふみ出したわけであって、アメリカは新たな内部的変遷の時期を迎えることになる。かかる社會的背景のもじで、一九一四一一七年の第一次世界大戦を契機とし、いわゆる自由離婚の価値観の発生を見るにいたつた。「離婚における愛情あるいは個人の幸福という要素を尊重し、また結婚は一生に一度の冒険である」は commitment としてではなく、幸福を手に入れれるまで何度も試み、失敗したらまたやり直してよし、やつ直すぐあるの “試みし與み” (trial and error) ハード考へるのがそれである。」⁽³⁾ このような考え方があ

強まるにつれ、夫婦双方に非行があるかぎり絶対に離婚請求をみとめない互責の原則は、その妥当性が疑わしくなつてくるのも自然の勢であつて、はじめにかえつて再検討すべき必要に迫られた。

もともと、互責が適用される事態は二つに分けられよう。一つは、被告配偶者が原告にも離婚原因たる非行があると抗弁して、その請求棄却を求めるときであり、互責といえばまずこれが想定され、前章にみたいくつかの判例もこれに属する。もう一つは、被告が同じ理由で積極的に離婚反訴を提起するときであり、原告の非行を抗弁にし、同時にそれが離婚請求の原因を成す。いずれにせよ、裁判所は互責の事実を認定するかぎり、離婚請求を絶対にみとめない。これは夫婦双方の非行が互いに衝突して離婚原因たる効力を消し合い、いわば一マイナス一はゼロと考えるからにほかなるまい。だが、果して妥当な考え方であろうか。かつてイギリス離婚裁判所の *Hopp v. Hopp* (一八五八) 事件において、クレスウェル卿も「これは何んと奇妙な原則であろうか。一つの罪から他の罪を差し引くという一種異様な引き算であつて、あとには双方の無責しか残らない」⁽⁴⁾とのべ、疑を投げかけていたが、当面の問題の焦点もここに集中される。被告たる妻が多くの子をかかえ、彼女一人では子を養育する経済的能力がないのに、夫は些細な事由を法律上の離婚原因と主張し、夫ないし親たる義務を免れようと企てるので、妻が夫の非行を互責の抗弁として請求棄却を求めるような場合、夫の不都合を反省させ、妻および子の利益を保護するためであれば、そのかぎりにおいて、互責の妥当性もみとめられよう。だが、かかる事情は何もないのに、一般に双方の非行が互いに効力を消し合うと考えるのはおかしいのではないか。同じく離婚原因に当る非行であつても、種類を異なるかも知れないし、その程度を比較すれば、虐待を例にとってもわかるとおり、千差万別のはずである。かか

る事情を無視し、双方の非行を単に一個の離婚原因として同一に評価するのさえ不合理と思われるのに、まして互いに機械的にマイナスのはたらきをさすべき正当な理由が存在するとは、とうてい首肯できない。さきにみた後者の場合、離婚原因はむしろ一プラス一で、二個あるともいえよう。⁽⁵⁾ そうだとすれば、双方の非行は一応切りはなし、それぞれ別個の立場から判断を加えるべきではないか。そして、離婚原因としてはいずれがより強力で、実質的な説得力を具えているかを基準にし、場合に応じて妥当な結論を下すべきではないか。

また、互責の原則によれば、裁判所は夫婦の一方に離婚原因たる非行を認定したときにかぎり、他方に離婚判決を与える。そこで、被告が離婚に反対する場合、ポール・アレキサンダー判事もいうように「夫婦が復讐心・執念にみちて互いに誹謗し、悪口をいい合い、各自が最大限に自己の面目を立て相手から権利を奪うため、とるに足らないことを大げさに主張し、気まぐれがあたかも事実であるかのようにねつ造される」⁽⁶⁾ 恐れさえ充分に存在する。また、夫婦双方が是非とも離婚判決を得たいと望むならば、実際には双方に非行があったとしても、いずれか一方のみが裁判所によって有責と認定されるよう、共謀という法的茶番劇⁽⁷⁾ (legal parody) を演じることになろう。

つまり、夫婦は裁判所の裏をかく手段として、偽証とか共謀とかに訴え、目的を達成するわけである。かような事態が出現するのも、理論的にいえば、離婚訴訟において救済をうける資格をもつ「無責の被害配偶者」が実際にはほとんど存在しないことによるのではなかろうか。ブランドウェーも「互責の原則に関連し、無責の被害配偶者といふものが現実にいるのかとの皮肉な疑問が浮んでくる。現在の状態では、無責配偶者は急速に“想像上の人物”になりつつあることが証明されよう」と指摘している。そうだとすれば、互責の原則をあくまで固持するのは、こ

の面からもやうじに妥当性を失つてゐる。たゞ夫婦双方に非行があつても、離婚判決を与へる道を開へるといふべき面の急務ではなかつた。いわゆる有責性比較 (Comparative Rectitude or turpitude) の原則は、以上にみたよんだ考に現れて登場したものと思われる。

- (1) 中尾健一「アメリカ西部開拓史」110頁⁶⁰
- (2) Pound, A symposium in the Law of Divorce, Selected Essays on Family Law, p. 874.
- (3) 川島武宜「離婚と社会統制」家族問題と家族法III離婚八五頁 同「離婚法と離婚思想との関係」[同籍]110頁 111頁⁶¹
- (4) R. Silver, Divorce — Doctrine of comparative Rectitude as qualification of the defense of Recrimination. De Burgh v. De Burgh, Boston University L. R. vol. 33, p. 241.
- (5) ニューハンプシャー州離婚法84条 Llewellyn, Behind the Law of divorce, Selected Essays on Family Law, p. 84.
- (6) Alexander, The Follies of Divorce: Therapeutic approach to the problem, A. B. A. J. vol. 36, p. 108.
- (7) Sirjanaki, The truth about Divorce, p. 183.
- (8) Bradway, The Myth of the innocent spouse, Selected Essays on Family Law, p. 942.
- ヒル・ハム・カーペン「無責の被訴配偶者に対する裁判の問題」離婚法研究やノウメントルド、しかも救われがたい
問題にあつた」 118頁(カーン) Cahn, The Moral decision, p. 121.

第一節 適用上の問題⁶²

有責性比較の原則によれば、裁判所は夫婦双方の非行による程度を比較考量し、程度が少ないと認定する側

からの離婚請求にかぎつてみとめるべきであるとする。互責の適用は実際上いくつかの場合に分けられた。姦通を他の非行と区別して重視したり、双方の非行の種類が同じであるかどうか、それのみによって適用の有無をみとめたりした。しかし、ここではもはや、かかる画一的な扱いは行なわれない。双方の非行の種類が異なるときはもとより、同種類であっても、さらにその程度の軽重を判断する。一方が有責で他方が無責の場合にのみ離婚判決を与える有責主義の立場からすれば、大きな例外を設けるものであるが、あくまで夫婦双方の非行を比較評価するかぎりにおいて、有責主義の領域に留るものといわなければならぬ。⁽¹⁾ ところで、さきに互責の適用される事態を二つに分けたが、その一つ、被告配偶者が原告の非行を抗弁としてその請求棄却を求める場合、有責性比較の原則によればどうなるであろうか。裁判所は原告の非行が被告のそれより程度が少いと認定すれば、被告の抗弁を容れず、原告の請求をみとめる。反対に、原告の非行の方が程度が大きいと認定すれば、請求を棄却することになろう。これを原告の側からみると、互責のもとでは、自己にも非行のある事実が立証されれば、離婚請求を棄却される恐れが存したが、有責性比較の原則によると、その非行の程度が被告より少いと認定されさえすれば、離婚判決を得ることができる。また、被告の立場からすれば、互責のもとでは、原告の非行を立証しさえすれば、その離婚請求を完全に阻止できるが、有責性比較の原則によれば、自己の方が非行の程度の少い事実を是非とも立証しなければ、請求を阻止できない結果となる。互責を理由に離婚請求を画一的に棄却することから生じる不都合さは、有責性比較の原則の採用により、大いに是正されることにならう。

もう一つ、被告が原告の非行を理由に離婚反訴を提起している場合はどうであろうか。これまで互責を理由に双

方の請求を棄却されたときでも、有責性比較の原則によれば、非行の程度の少いと認定される側に離婚判決が与えられる。夫婦双方とも離婚を望んでいるのに、いずれの請求もみとめないという不合理はこれによつて取り除かれことになろう。シャーマンが「公平にみて、いやしくもある原因で離婚判決を請求するからには、原因が二重に存在する場合は、つねに離婚判決を与えるべきであるといわなければならぬ」旨を強調するのも、かかる考えにもとづくものと思われる。また、エドモンド・カーンによれば「近代化された離婚法において、①離婚は法廷劇を伴わない、②被告配偶者が無責でも離婚請求をみとめる、③原告配偶者が有責でも離婚請求をみとめるとの三つが基本的な標準になる」⁽³⁾という。有責性比較の原則は明らかに③への方向を指示するものであろう。もつとも、この原則について疑問がないわけではない。夫婦双方の非行の程度が全く同じと認定する場合に、裁判所はいかなる態度をとるかがそれである。非行の程度に差があつてこそはじめて、この原則の適用が可能になるから、程度が同じときはもとに帰り、互責によるしか道がないともいえよう。だが、実際問題として、夫婦の非行にはその種類をも含めてある程度の差がみられるのがつねであろうし、たとえその程度が同じと判断するときでも、互責の適用を回避しようとする裁判所は、なんらかの方法で両者に差をつけ、有責性比較の原則によつて妥当な結論を出すことになるう。それも充分に可能であると推測される。前示の疑問にもかかわらず、とり立てて問題にならない理由もここに存するのであるまいか。

右のように、互責に代るものとして有責性比較の原則が登場してきたが、不法行為法の分野においても同様の傾向にある事情を指摘しなければならない。これまで、不法行為を理由とする損害賠償請求事件において、原告が被

告の過失によって損害を蒙った事実が立証されたとしても、原告の過失もまた損害発生の一因を成したことが判明すれば、コモン・ローにいわゆる寄与過失⁽⁴⁾ (contributory Negligence) の原則を適用し、損害はすべて原告が負担すべきものとされできた。これによると、原告の側に少しでも過失があれば、被告は損害賠償の責任をすべて免れるが、このようなことは正義・衡平の観点からいへば、是認できないとの非難が加えられるにいたり、イギリスではすでに一九四五年に法修正（寄与過失）法 [The Law Reform (Contributory Negligence) Act]⁽⁵⁾ により、寄与過失の原則を廢棄し、いわゆる過失相殺（Comparative Negligence）の原則が採用されてゐる。同法第一条によれば「ある人が、一部は自己自身の過失により、一部は他人の過失により損害を蒙る場合、該損害に関する請求は、損害を蒙る人の過失を理由に斥けられるといなく、回復できる損害賠償額は、損害発生の責任について原告が負うべき割合に関し、裁判所が妥当かつ衡平と判断する範囲まで減額される」。つまり、原・被告双方の過失の程度を比較し、場合に応じて各自が負担する損害額を決定するもので、被告が支払うべき賠償の額は、損害発生に寄与した原告の過失の割合に応じて減額されることになる。原告からみれば、自己に過失があつたとしても、場合に応じて賠償を得ることが可能になる。

一方、アメリカにおいては、一九七四年現在、多数の州がいぜんとして寄与過失の原則を維持する反面、十七の州が過失相殺の原則を採用するにいたつてゐる。だが、その内容は同じではなく、三つの類型に分けられる。

その一つは、純粹な（pure）過失相殺の原則とよばれるものであり、これによれば、原告は自己の過失の割合に応じて減額された損害賠償を得ることがである。⁽⁶⁾ たとえば、自己の過失が二十パーセントとすれば、うけた損害額

の八十ペーセントの賠償をうけることができるし、たとえ自己の過失が九十ペーセントであっても、損害額の十ペーセントは賠償をうけられる。イギリスで採用された過失相殺の原則はこれに当るが、アメリカではデラウェア、ミシガン、ミシシッピー、ロードアイランド諸州が法律の規定によってこの原則を採用し、フロリダ州は判例がこれによっている。⁽⁷⁾

その二は、修正された (modified) 過失相殺の原則であり、これによれば、純粹な過失相殺の原則と異り、原告は自己の過失の割合が被告のそれより少い場合にかぎり、減額された賠償を得ることができる。⁽⁸⁾ たとえば、原告の過失の割合が四十九ペーセントであれば、蒙った損害額の五十一ペーセントの賠償を得ることができるが、自己の過失が五十ペーセントになれば、もはや賠償はうけられない。原告の過失の割合が被告のそれより少いことを not greater than といふ言葉で示すものに、ニューハンプシャー、バーモント、ウイスコンシンおよびワシントン諸州があり、not as greater as との言葉を用いるものに、アーカンソー、コロラド、ジョージア、ハワイ、メイン、マサチューゼッツ、ミネソタおよびオレゴン諸州がみられる。⁽⁹⁾

修正された過失相殺の原則として、もう一つある。これによれば、原告は自己の過失の割合が軽微 (slight) であり、かつ被告のそれが重大 (gross) な場合にかぎって損害賠償を得ることができ⁽¹⁰⁾。具体的にいかなる割合が軽微であり、いかなる程度になれば重大なのか、裁判所の裁量にまたなければなるまいが、ネブラスカおよびサウスダコタ両州がこれに当る。⁽¹²⁾

右のように、不法行為法の分野でも離婚法と似通つた事情がみられるけれども、もともと過失相殺の原則は、當

面の問題たる有責性比較の原則と本質的な相違を示している。有責比較の原則は、原告配偶者に離婚判決を与えるべき損害賠償の額を具体的に決定するための過失相殺の概念がここに入り込む余地は、もとより存在しない。原告配偶者の非行の程度が被告のそれより大きいと認定されるか、少ないとみとめられるかに応じて、離婚請求は棄却されるか、認容されるか、いずれかであつて、原告にとって二者択一的な結果となることはいうまでもない。かうに、右の両原則は一方が不法行為法、他方が離婚法とその分野を異にしているが、いずれも原告に過失あるいは非行の存する場合は絶対に救済を与えないという従来の原則を捨て「損害の衡平な分担」または「自らにも非行のある原告配偶者の離婚請求の認容」という合理的な解決を計る点で、考え方を同じくしており、過失主義ないし有責主義が後退していく近代法発展の方向をはつきり指示していると思われる。

しかし、過失相殺の原則または有責性比較の原則を実際に適用するに当たり、一つ注意すべき点のあることを見逃してはならない。陪審との関係がそれである。まず過失相殺の原則をみよう。さきに第一章・四節の四に指摘したとおり、アメリカでは民事陪審がなお広く活用され、民事事件の約七十パーセントを占める自動車事故の場合は、ほとんど原告が陪審の閑与を請求している。いろいろの理由から、素人である陪審の同情は自然に被害者たる原告に傾き、加害者たる被告の過失の認定にはゆるやかな態度をとる反面、たとえ原告にも過失をみとめても、寄与過失を理由にその請求権を否定するのを好まず、損害額も高額を認定しやすい。⁽¹³⁾すなわち、寄与過失の原則が敵存するにかかわらず、实际上、陪審は該原則に関する判事の説示を無視し、十三人目の陪審たる偏見 (prejudice) をも

交えた是非善惡の立場から評決する傾きがあるが、ときには、それがかえって妥当かの公正な結果をもたらすゆえんともなっている。⁽¹⁵⁾ ジュローム・フランクが判事制定法 (Judge-made-Law) と対照して陪審制定法 (Jury-made-Law) の名でよぶ理由もここに存しよう。⁽¹⁶⁾ 過失相殺の原則はかかる事態を是認したうえ、行き過ぎを是正し、陪審の評決に適切な基準を設ける趣旨も含んでいふとみてよいのではなかろうか。だが、果して素人たる陪審に当事者双方の過失の程度を正確に判定することができるかどうか。疑なきを得ない。実際問題として、陪審は寄与過失の原則に対するように極端に走らないまでも、ある程度まで独自の判断にもとづいて評決してしまうのが真相ではないか。現にイリノイ州において、いちどは過失相殺の原則を採用したけれども、陪審にとって過失を比較することは實際上困難であつたため、成績が悪く、ついに廃止されたにいたつた。⁽¹⁷⁾

これに対し、当面の問題たる有責性比較の原則はどうであろうか。すでに述べたとおり、離婚事件に陪審の関与する可能性があるにかかわらず、実際には余り行われていない。互責に代えて有責性比較の原則を採用するに当つても、過失相殺の原則の場合のように、陪審との関係でそれがどの程度に効力を発揮するか、あるいは全く無視されてしまふかといった点を考慮する必要は余りないわけであつて、実際の運用はあげて裁判所に一任される。裁判所は夫婦間のあらゆる事情を慎重に考慮し、妥当な結論を出すであろう。互責の不都合を見正しようとするこの原則の意図を充分に發揮させることができると思われる。ひるがえつて、離婚事件につねに陪審が関与すると仮定すれば、ここで互責に代えて有責性比較の原則を採用しなくとも、もし陪審が互責を理由に離婚請求をみとめないと不都合であると判断するとき、寄与過失の原則にみられたように、是非善惡の立場から法律上の規定を無視する

詰決をし、有責性比較の原則と同趣旨の救済の道をすでに開いていたと推測される。「陪審がこのようないふか法を無視する役割を演じるときは、法を改正する必要がないかどうか調査すべき時期はやむ」⁽²⁾ ムのジョン・カーランの言葉は、ひとり互責のみならず、離婚請求棄却事由のすべてに当てはまる。

もともと、右は陪審が自己の認定した事実に裁判所によつて説示された法律を自ら適用して、原告または被告勝訴の評決をなし、いかなる事実を認定したかについて何も答申しない一般評決を前提としており、裁判所が例外的に特別評決を命じるならば、事情はちがつてくる。けだし、その場合、陪審は争点たる事実の存否のみを認定し、法律の適用なしし勝敗の決定は裁判所の仕事として残されるからである。有責性比較の原則について、離婚訴訟に陪審が関与する事態を想像すれば以上のようになるが、実際上かかる事態は考慮の範囲外に属し、本稿でも問題にならぬ。 「過失にもとづく不法行為事件を除き、陪審はまもなく民事事件から完全に姿を消すであら」⁽²⁾ ムのマクス・レイデインの推測は、離婚事件においておれにそのとおりになりつつあるのではないかと思われる。

(一) Comparative Rectitude や「相対的有責主義」によるばいの趣旨と照ねる。なお、これが並んで Comparative tur-piture やよろせ Comparative Guilt へじよの言葉も用ひられ、試語へじよせ「比較的素行方正」とか「比較的公正な扱い」等、じゆじゆのねねが、本稿では「有責性比較」の原題といふ。

R・シルバーは有責性比較の原則の秀れてしめいが、ハムナムのやつらを借りて表明してゐる。やなわら、「やれりや上への願はしき大終焉がやが」(tis a consummation devoutly to be wished) 坪内道遜訳「ハムナム」第三幕一場。
R. Silver, Divorce—Doctrine of comparative Rectitude as qualification of the defense of Recrimination. De Burgh v. De Burgh, Boston U. L. R. Vol. 33, p. 243.

(15) ハシマハボウの事実を指摘し、Ulman, A Judge takes the stand, p. 31.

詮諭の無法性 (Jury Lawlessness) も法規範無視者 (legal-rule defier) となるかの事実をじつめのへ照ねれ。一般に陪審は歴史的な過程のなかで、厳格な法律を捨て去り、それが形骸的になると先立つて、批判的かく不規則に改正されたりと見てよどせ Kaplan, op. cit., pp. 52-53.

(16) ハシマハは自動車事故による損害賠償請求事件に例をとり、原・被告双方に過失があり、原告に100%の損害を生じた[[1]]の事件において、陪審が両者の過失の程度を比較したうえ、原告の得べき賠償額をそれぞれ、100%、150%、115%と評決した事実を報告しておる。Ulman, op. cit., p. 31.

(17) Frank, Law and the modern mind, p. 174.

(18) ハーパー高柳賢二訳「陪審裁判」法學叢書雜誌〇卷四〇〇頁 Friedman, A History of American Law, pp. 417-418.

(19) Kaplan, op. cit., p. 53.

(20) Radin, HandBook of Anglo-American legal History, p. 218.

第三節 採用した州

有責性比較の原則を採用するかどうかは州ごとに事情を異にしており、まゝあつ否認した州もあれば、法律には互責について規定がないのや、判例によつて自由に右の原則を採用した州もある。⁽¹⁾ 離婚法に有責性比較の原則を明示した州がみられるし、互責をいせん離婚請求棄却事由の一つかないが、裁判の実際面では右の原則により、合理的かつ妥当な結論を得ようとする州も存在している。⁽²⁾ 法律上に互責の規定があるところ、一事のみから、その州で有責性比較の原則が全く問題にならぬと考えるのは早計であらう。また、不法行為法の分野において寄与過失

の原則に代へ過失相殺の原則を採用する州⁽¹⁾、離婚事件にて互責の適用を排除し、有責性比較の原則をもつて入れるいはかねていだ。いはんえ、前者が「損害の衡平な分担」を求む、後者は離婚に関する価値観⁽²⁾からして「夫婦の非行のある原告配偶者の離婚請求を認容」する点⁽³⁾、大筋の考え方は似通つてゐる、前者を採用すれば後者も必ずしも州⁽⁴⁾が多うじんを指摘しうる。

(1) ハーバード、ハーバード、ボーラスカ、オバイヤー等の本⁽⁵⁾に譲る。A. L. R. Vol. 159, p. 735: Annual Survey of American Law, 1954, p. 585; R. Silver, Divorce-Doctrine of comparative Rectitude as qualification of Defense of Recrimination. De Burgh v. De Burgh, Boston U. L. R. Vol. 33, p. 243; Sherman, The Doctrine of Recrimination in Massachusetts (Recrimination Rejected), Boston U. L. R. Vol. 33, p. 463; Suffey, Divorce-Doctrine of Recrimination, University of Detroit L. J. Vol. 15, p. 157.

(2) ハイド、ハイド、リード等の本⁽⁶⁾に譲る。A. L. R. Vol. 159, p. 736: R. Silver, op. cit., p. 242.

(3) カーホーリー、モーゼ、チャーチル等の本⁽⁷⁾に譲る。Hutchison, The Status of Recrimination as a Defense to Divorce Action in Ohio, Western Reserve L. R. Vol. 18, p. 1335; Moore, A Critique of the Recrimination Doctrine, Dickinson L. R. Vol. 68, p. 166.

(4) ハーバード、ハーバード、モーゼ、カーホーリー、チャーチル等の本⁽⁸⁾ (Note) The Reason for the doctrine of Recrimination in Divorce, Columbia L. R. Vol. 20, p. 87: R. Silver, op. cit., p. 242. 但し、モーゼ、カーホーリー等の本⁽⁹⁾の後に事情が変わつた。

(5) ハーカーハー、ローレンス、シガーブ、ボーラスカ、オバイヤー等の本⁽¹⁰⁾に譲る。

一 ミシガン州

互責に代えて有責性比較の原則を採用したいくつかの州についてみると、ミシガン州がその一つに数えられる。

同州では当初、一八四二年法第八四章のなかの第一カ条⁽¹⁾で、互責を共謀と並べて離婚請求棄却事由の一つと定めた。

それによれば「離婚請求が当事者双方の共謀のもとに提起され、または共謀によって遂行されていることが明らかになる場合、離婚判決は与えられない。……そして、原告当事者が被告を非難しているのと同じ犯罪または非行について責を負うべき場合、離婚判決は与えられない」⁽²⁾。この規定はさきに第一章・四節の二でのべたニューヨーク州の一八三〇年の修正法第八章・四二条にならつたもの⁽³⁾のようである。降つて、Hoff v. Hoff（一八八二）事件⁽⁴⁾において、互責はクリーン・ハンズの原則にもとづくことを明らかにし「離婚事件でも原告が清い手で裁判所にこなければならないのは、他の事件の場合と同じである。裁判所は無責配偶者には救済を与えるが、有責配偶者にはこれを与えない」とのべ、夫婦双方の非行を理由に妻の離婚請求をみとめていない。州境を接するオハイオおよびウイスコンシン両州がクリーン・ハンズの原則を互責の根拠にしたのと事情を同じくする。

互責を宥恕・共謀および承認と並べて請求棄却事由の一つと規定する法律のもとで、裁判所はそれ以来、右の事件と同じ見解を持してきた。Stiehr v. stiehr（一九〇六）事件もその一つである。この事件において、妻が極端な虐待を離婚請求の理由としたとき、夫は姦通を互責の抗弁としたが、離婚反訴は提起しなかつた。原審は夫の非行を認定して妻に離婚判決を与えたので、夫が控訴した。裁判所はこれに対し「われわれは、原告の非行が被告のそれと同等あるいはそれ以上に極悪なものである場合、救済は拒否される、との慣れ親しんだ法則を適用すべきであ

る」とのべ、原判決を破棄し、夫の控訴を斥けている。

クリーン・ハンズの原則を背景とする互責の適用がこのようにつづいたけれども、その後、Weiss v. Weiss (1919) ⁽⁷⁾ 事件にいたり、有責性比較の原則が採用されることになった。この事件において、夫が妻の非行を理由に離婚の訴を提起したが、妻は夫の側にも離婚原因に当る非行のあることを理由に、離婚反訴を起した。裁判所はこれに対し「夫婦双方の非行が認定されるならば、いずれにも離婚判決は与えられない。しかし、ときには公益とか審理中の個々の事件における緊急の必要性などの理由でこの原則がゆるめられ、有責性比較の原則が採用される傾向にある。」この傾向は、互責を理由に離婚請求を棄却するよりも、双方の非行の程度を比較し、被告に離婚判決を与える方が一そう合理的な場合のあることを示唆する」とのべ、妻に離婚判決を与えていた。ここでは被告たる妻が離婚反訴を提起しており、さきに互責が適用される事態を二つに分けたうち、後者に該当していよう。本来ならば、夫婦のいずれにも離婚判決は支えられないはずである。だが、妻の請求がみとめられている。裁判所は互責よりも有責性比較の原則の方が合理的で妥当な結果が得られるものと考え、この原則を採用し、夫婦の非行の程度を比較したところ、妻の方が程度が少ないと判断し、その離婚反訴を容認したわけであろう。

なお、右の判決のなかで、有責性比較の原則は被告に離婚判決を与える方が合理的な場合のあることを示唆するというが、これをすべての事例に妥当する一般的な説明とうけとつてはならない。けだし、被告が互責を抗弁として離婚に反対する場合には、たとえ有責性比較の原則を採用し、被告の非行の程度が原告のそれより少ないと認定しても、被告に離婚判決を与える余地はない。原告の方が非行の程度が少ないと認定したときにかぎり、離婚請

争をみじめ得ぬにすわなべ。それゆえ、この説明は右の事件のようだ。被告が離婚反訴を提起し、しかも夫婦双方の舉行が認定された場合にのみ妥当であるべきだ。

- (1) Gradwohl, *The Doctrine of Recrimination in Nebraska*, *Nebraska L. R.* Vol. 57, p. 413.
- (2) *The compiled Laws of the state of Michigan*. 1948. Vol. III, p. 11415.
- (3) Gradwohl, op. cit., p. 413.
- (4) Clark, *Cases on Domestic Relations*, p. 65.
- (5) *The compiled Laws of the State of Michigan*. 1948. Vol. III, p. 11420.
- (6) N. W. (*Northwestern Reporter*) Vol. 108. p. 684.
- (7) A. L. R. Vol. 63, p. 1132.
- (8) Gradwohl, op. op. cit., p. 424.

11 ネブラスカ州

最初の「シガノ州では、互責を請求棄却事由の一つとする離婚法のようだ、有責性比較の原則を採用した。」これが比較し、ネブラスカ州において、「シガノ州のそれにならった互責の規定を設けており、判例は一時、有責性比較の原則によるかのような傾向を示した」とはあったが、その後、該原則の採用をばつめり拒否した。だが、最近では考え方があらわされるようである。以下にこの間の事情を検討してみる。

ネブラスカでは一八五五年に最初の準州議会が開かれ、同五五年一五六六年法第五二一章・九条は(1)のようく定められた。「離婚請求が当事者双方の共謀のよとに提起され、または共謀によつて遂行されたもの、原告当事者

が被告を非難しているのと同じ犯罪または非行について責を負うべき」と、が明らかになる場合、離婚判決は言渡されない」。共謀と並べ、互責を請求棄却事由とするわけである。立法の任に当った人々に独創性がなかつたためか、他地域の辿つた経験をうまく利用しようとしたためか、ミシガン州の一八四二年法の規定をそつくりとり入れる結果となつてゐる。しかも、右の規定はその後、一八六六年法第五四章・九条⁽³⁾、一九一三年法第一五七〇条、一九二二年法第一五一九条、一九二九年法および一九四三法の第四二章・三〇四条を経て、一九六〇年法第四二章・三〇四条⁽⁴⁾にいたるまで、変更はみられない。⁽⁵⁾

さて、前示の規定のもとで互責が問題にされたのは *Walton v. Walton* (一八九八) 事件⁽⁶⁾である。この事件において、妻は極端な虐待を理由に離婚の訴を提起したが、夫は、彼の非行は妻が彼に対して虐待を加えた結果であると主張し、かえつて虐待と姦通を離婚反訴の理由とした。原審は妻に離婚判決を与えたので、夫が控訴した。裁判所はこれに対し「妻の不従順、不行跡または非行を理由に夫が妻に加えた罰とか荒々しい処遇は、妻の罪に対しても余りにも不均衡で道理に合わないものであつたかどうかは、当該事件における具体的な事実および事情から決定されるべき、法律問題と事実問題を含んでゐる。そして、本件において、たとえ妻の不従順、非行または不行跡が原因となつて、夫が彼女を荒々しく処遇したことがあつても、なお夫が妻に加えた罰は、彼女の罪とは全く不均合いなものであつたから、夫に弁明の理由は与えられない」とのべ、夫の控訴を斥けている。

互責の適用される前提として、夫婦双方に離婚原因たる非行がなければならぬ。原審は妻の側の非行は離婚原因に当らないと判断し、この判断は是認されている。そうだとすれば、裁判所は夫の非行が離婚原因を充分に構成

すると認定するかぎり、それのみを理由に妻の請求を容れ、夫のそれを斥けてよいはずである。だが、当面の場合、夫の側の非行の程度を妻の非行と比較し、前者が後者に比すべくもなく、ひどいものであると判断したうえで、夫の請求を拒否する見解を表明している。かかる見解は皮相的には、有責性比較の原則の採用を思わせよう。しかし、夫婦双方の離婚原因たる非行の程度を比較し、程度の少い方の請求をみとめようとするのが有責性比較の原則であるから、妻の側にかかる非行のない当面の場合、該原則を文字どおり適用した例に数えることはできない。とはいえ、もし将来、右の前提要件をみたす例が裁判所で具体的に問題になるとき、有責性比較の原則が適用されるにちがいないとの予測を与えるに充分と考えられる。果してどうであろうか。

ここで *McKnight v. McKnight* (一九〇四) 事件⁽⁷⁾が一方で有責性比較の原則そのものではないが、それに準じた考え方を含め、他方でクリーン・ハンズの原則によるのが、われわれの注目をひくことになる。この事件において、妻が二年以上の遺棄を理由に離婚の訴を提起したが、夫はその事実を否認した。原審は夫の否認にもかかわらず、右の事実を認定し、さらに妻の側も全く無責であつたわけではなく、離婚原因とするには及ばない程度の非行はあつたとし、妻に別居判決を与えたので、妻が控訴した。裁判所はこれに対し「婚姻の絆から解放を得るために、原告に責むべき点が何もないことが要求される。被告がいかに有責であつても、もし原告に法律が同様の効果を付与するような非行がみとめられるならば、救済は拒絶されなければならない。もし原告にかかる非行はなくとも、完全に無責でないならば、与えられる救済は別居を限度とする必要がある」とのべ、原審のとった基本的な判断を是認しながらも、妻を無責とみとめたため、改めて彼女に離婚判決を与えていた。

ネブラスカ州の一九一三年法第一五六八条によれば、極端な虐待または二年間の完全な遺棄が理由とされているとき、裁判所は離婚・別居いずれの判決を言渡すこともできると定めており、本件当時は一九〇一年法第二五章・七条がその旨を規定⁽⁸⁾していた。後者の規定の内容は明らかにできないが、事實審裁判所は被告に極端な虐待または遺棄を認定するとき、原告に離婚判決を言渡すか、別居判決を与えるかについて、裁量権を有するわけである。もとより、裁量権の行使に当つて恣意的な判断が許されるべくもなく、夫婦双方の品行を充分に検討しなければならない。この点に関して原審が判断の基準としたものは二つに分けられよう。一つは、配偶者の非行を理由に離婚判決を求める人自身が無責でなければ、請求は容れられないとするいわゆるクリーン・ハンズの原則である。もし、離婚法の規定が前示のようなものとちがい、裁判所は原告の請求どおり、離婚判決か別居判決のいずれかを言渡すべきものとしていたならば、そして妻が無責と認定されたならば、まさに右の原則が適用され、妻に離婚判決が与えられたと考えられる。だが、原審は妻の側に離婚原因にはならない程度の非行があり、無責でないとみとめたため、前示の規定のもとで、第二の考慮がはたらくことになった。これはつぎにみると、有責性比較の原則そのものではないが、それに準じた考え方といつてよいのではあるまい。

夫に離婚原因たる非行のあることに争いの余地はないが、妻の側にはその程度にいたらない非行のみとめられる。妻は離婚判決を求めていた。しかも、離婚法の規定によれば、裁判所は離婚判決を与えるか、別居判決を言渡すかについて裁量権をもつてゐる。そこで、数年前の *Walton v. Walton* (一八九八) 事件において示された見解一皮相的には有責性比較の原則の採用を思わせる一の流れをくんだ。当面の場合、夫婦双方の非行の程度からみて、

全く無責でない妻の離婚請求を容れるわけにはいかないが、その非行の程度を考慮すれば、別居判決を与えるべき理由は充分に存する。原審はかかる判断を経たのち、離婚判決を求める妻に別居判決を言渡したものと考えられる。なお、妻の控訴に対し、裁判所は原審とちがつて妻を無責と認定したため、離婚判決を与えたが、ここにクリーン・ハンズの原則の適用を見ることができよう。

右につづく *Judkins v. Judkins* (一九〇六) 事件⁽¹⁰⁾では、互責の原則がはじめて姿をみせることが注目される。この事件において、妻が虐待を離婚請求の理由としたとき、夫も同じ理由で離婚反訴を提起した。原審は「夫婦が互いに他方に対してなした所為からみて、夫婦はいずれも衡平裁判所で救済を得る資格はないこと、双方とも婚姻関係のもとで負わされる義務を果していなかつたこと、お互の不当な待遇を理由に、双方とも彼等が望んでいる救済をうけられない」旨を認定し、両者の請求を棄却し、控訴審もこれを容認している。夫婦の非行が離婚原因としてはいずれも証拠不充分との理由で、請求が斥けられているため、クリーン・ハンズの原則を基礎とする互責の原則が正面から適用されたとはいえないが、裁判所の判断の背景にこの原則がおかれていたことを推測するに充分であろう。有責性比較の原則はむしろ影をひそめるにいたつている。

さらに降つて *Wilson v. Wilson* (一九一二) 事件⁽¹¹⁾をみれば、互責の原則が疑問の余地なく適用されている。この事件において、夫が姦通を理由に離婚の訴を提起したところ、妻は虐待を抗弁とするのみで、反訴は提起しない。原審は虐待の事実をみとめず、夫に離婚判決を与えたので、妻が控訴した。裁判所は夫婦に姦通と虐待のある事実を認定したうえ「離婚原因として列挙されているいくつかの非行のうちどれかについて、夫婦双方が責を負うべき

場合、裁判所は「いざれの請求も斥けるべきである」とし、原判決を破棄し、妻の控訴を容れていない。最初にかけたとおり、当州の離婚法の規定によれば、原告配偶者が被告を非難しているのと同じ (*the same*) 犯罪または非行について、互責が適用される。ここにいう同じ犯罪または非行をどのように解釈するかにより、互責の適用範囲が広くもなれば、狭くもなる。このことは、すでにカリフォルニア州をはじめとするいくつかの州の判例を通じて論証すみである。そして、本件では、裁判所は夫婦双方の非行の種類が同一の場合にかぎって互責を適用する見解をとらず、いやしくも離婚原因とみられる非行ならば、種類がちがつてもよいとの考えに立った。爾後の判例を検討するとき、本件が互責についてネブラスカ州でのリーデング・ケイスになったと判断してよいのではなからうか。

Peyton v. Peyton (一九一五) 事件⁽¹²⁾はまさに右の考え方をうけつぎ、しかも有責性比較の原則を排除する旨を表明する点に特色がある。この事件において、妻が極端な虐待を理由に離婚の訴を提起したとき、夫は姦通と常習的飲酒を離婚反訴の理由とした。原審は双方の非行を認定して、いざれの請求もみとめず、訴訟費用を被告の負担としたため、被告が控訴した。裁判所はこれに対し「夫婦の一方の非行が充分な離婚原因をなすならば、他方の行為が一そく甚だしく責むべきもの (grossly more culpable) であっても、衡平法裁判所は離婚判決を与えない」とのべ、原判決を容認していく。さきの Walton v. Walton (一八九八) 事件、および McKnight v. McKnight (一九〇四) 事件では、夫婦の一方の非行が離婚原因を構成するにいたらなかつたため、結果的には有責性比較の原則を適用するのと異らないにもかかわらず、該原則を正面から適用したものとはいえなかつた。そこで、常識的に判断

し、もし前提要件がえども、有責性比較の原則がネブラスカ州で正式に採用されるのではないかとの推測をしておいた。だが、本件によつて、かかる推測は完全にくつがえされたわけである。夫婦双方の非行が離婚原因を構成するかぎり、その種類の異同を問わず、互責の原則を適用し、有責性比較の原則による」とはみとめない。これが当時、同州における支配的な見解をなしてゐる。のみの *Studley v. Studley* (一九三一五) 事件が右の *Peyton* (一九一五) 事件の判断をそのまま引用してあるのにも注目しておきたい。

しかし、最近の判例をみれば、考え方が変わつてゐるようである。*Cowan v. Cowan* (一九五五) 事件にあらわれている。この事件において、妻が極端な虐待を理由に離婚の訴を提起し、夫も同じ理由で反訴を起した。原審は夫の主張を容れて離婚判決を言渡したので、妻が控訴した。裁判所はこれに対し「夫が妻に加えた肉体的な虐待は、妻の側からのものに比べてはるかにひどいものである」とみとめ、原判決を破棄し、妻の離婚請求を容認している。つまり、夫婦双方に離婚原因たる虐待の事実を認定するとき、一八五五年一五六六年法このかた修正をうけていない離婚法の規定によれば、まさに互責に該当し、双方の請求を棄却すべきであるにかかわらず、そうしないどころか、従来の例ともちがつて互責の問題には少しも触れず、かえつて有責性比較の原則によつたと同じ妥当な結論をひき出す見解をとつた。有責性比較の原則による旨の説明がないので、裁判所が果してこの原則をどのように考えたのか、互責に代えて該原則を正式に採用する意図であったのか、はつきりわからない。だが、少くとも、ネブラスカ州において互責の原則が放棄される傾向を示したものとみてよいのではなかろうか。

(→) *Session Laws of Nebraska*, 1855-56, p. 154; Gradwohl, *The Doctrine of Recrimination in Nebraska*, Nebraska

L. R. Vol. 37, p. 413.

(8) Gradwohl, op. cit., p. 413.

(9) The Revised Statutes of the territory of Nebraska. 1866, pp. 129-130.

(10) Revised statutes of Nebrask, Reissue of Vol. III. 1960, p. 1020.

(11) Gradwohl, op. cit., p. 413.

(12) N. W. Vol. 77, p. 392.

(13) N. W. Vol. 98, p. 62.

(14) Revised statutes, op. cit., p. 1016,

(15) N. W. Vol. 98, p. 62.

(16) N. W. Vol. 107, p. 254.

(17) N. W. Vol. 132, p. 401.

(18) N. W. Vol. 151, p. 150.

(19) N. W. Vol. 263, p. 140.

(20) Gradwohl, op. cit., p. 437.

III ネイジニア州

I ハラス民法との関係

オハイオ、イリノイ、インディアナ、"シガーノードウイエコーン"諸州は、北西部条例によつて、州の基本的法律としてカナ・ローを継承し、他方におひい、ルイジアナ地方に属するアーカンソー、"ザリー、アイオワ、

…ネソタ、オクラホマ、カンサス、ネブラスカ、ノースダコタ、コロラド、モンタナおよびワイオミング諸州はコモン・ロー・スティートを形成する。これに対し、当面のルイジアナ州では最終的に一八〇四年の「フランス人の民法」(Code Civil des Français)をうけついでおり、互責を含む請求棄却事由についても、右の諸州と事情を異にする。

もともと、フランスから購入されてオルレアン準州となつた當時⁽¹⁾、同地には、まさにみたカリフォルニアの場合と同様、スペインの植民地統治に関する法律がいぜんとして行われており、それと並んで、ある程度フランス法も保有されていた⁽²⁾。人口約七万二千のうち、過半数はいずれもカトリック教徒たるクレオール(Créole)およびケイジヤン(Cajun)とよばれるフランス系住民⁽³⁾で、残りはスペイン人で構成され、かかる住民構成が新規統治者によるモン・ロー制度の確立に抵抗し、大陸法系の伝統を維持する内的要因となつた⁽⁴⁾。カリフォルニアの場合は、住民の多数が東部からの移住者であり、土着の人口をはるかに凌駕し、しかもコモン・ローに馴れ親しんでおり、州の法律としてモン・ローが採用されるべき基盤を形成していた点で、はつきり事情を異にしている。

といふに、当面のオルレアン準州では、当初、控訴裁判所によって「本準州の民法はスペイン民法である」との原則が確立されており、このことが判事に重い負担を課していた⁽⁵⁾。ところでスペイン民法といふのも、成文法としての民法典ではなく、ときに第二章・二節の一に指摘したように、スペイン本国で一五二四年にカルロス一世(一五六一五五六)が印度評議会(Consejo de Indias)を設けて以来、植民地統治のため同会議の制定した印度国法令集(Recopilación de las leyes los reynos de las Indias)をはじめとする、多くの法律・勅令に含まれる諸規定

を意味しよう。スペイン民法が制定されたのは一八八九年五月一日と、ずつとのちのことに属する。それにしても、判事は外国語で書かれた法律書を理解する必要があるし、法律書そのものが乏しいことも、仕事を必然的に困難にする。⁽⁷⁾かかる事態に対処し、明白な裁判上の規範を確立するため、一八〇四年十二月の立法評議会および一八〇六年四月に招集された第一回議会は、中世スペイン法にもとづいて早急に法典を作成すべく提案したが、いずれも、スペイン語、フランス語の知識を欠き、ローマ法に由来するあらゆる法制度に反対し、アメリカの他の植域に存するコモン・ローを直ちに採用すべく主張する初代準州知事クレイボーンによつて拒否された。⁽⁸⁾彼が同年五月二十六日に州務長官に送つた書簡のなかで、法案を拒否した理由の一部をのべている。「私は、問題になつてゐる法案は不適当なものであり、したがつてそれを拒否するのが私の義務であると考えた。もし議会の布告および法律によつて大陸法が承認されるならば、該法案は無用であった。控訴裁判所の裁判官は、いづれの権威にしたがうべきかを決定することができる。この選択は、立法部がなしうるいかなるものよりも、一そつ賢明なものであろう」という。

そこで議会は、一八〇六年六月七日、弁護士であり、スペイン語・フランス語に通じるブラウンおよびリスレーを新たに法典作成委員に任命し「二人の法律学者は、それによつて現在本準州が支配されている民法、該法典の根拠を作成すべき」と⁽⁹⁾決議した。⁽¹⁰⁾クレイボーンもこれには反対できず、一八〇八年三月三十一日、第二回議会の第一会期において通過した法律の第二十九章として、フランス語と英語で書かれた民法が制定された。⁽¹¹⁾「オルレアン準州に現在施行中の民法ダイジックス」(Digest of the Civil Law Now in force in the territory of Orleans)と名付けられ、一一七七カ条から成り、第一編「人事」は十一章、第二編「物、および財産に対する種々の制限」は

四章、第三編「物の所有を取得する種々の方法」は十二章に分れている。⁽¹⁴⁾ だが、これは中世スペイン法のダイジヨストではなく、実のところ、革命による新しい思想が盛り込まれたフランス民法の予備草案——とくに共和暦八年の草案(*le projet de l'an VIII*)を基礎⁽¹⁵⁾とし、スペイン法の規定も含めたようである。当面の問題について、両者の規定を対照してみよう。

民法ダイジヨストは第一編・四章を「夫婦」と題し、第一節から第六節に分け、三一条の規定を設ける。⁽¹⁶⁾ その第五節「離婚の解消」によれば、第三十条・一項として「婚姻の絆は、①夫または妻の死亡、②本章第三節に記載された諸原因の一つを理由に婚姻の無効が宣告されたか、法律によってみとめられるとき、不在のために他の婚姻が締結される」とにより、解消される」と定め、第二項で「別居は婚姻の絆を解消しない。それゆえ、別居した夫婦は自由に再婚する」とはできないが、彼等の夫婦としての同居および彼等の間に存在する共通の関心事に終止符が打たれる」とある。これは別居のみとめ、離婚を許さない趣旨を明示するものである。

一方、フランスでは一七九二年九月二十日＝一十五日の「離婚の原因、形式および効力を確定するデクレ」(*Décret qui détermine Les causes, Le mode et Les effets du Divorce*)が第一節「離婚原因」の第一条で「婚姻は離婚によって解消する」とい、はじめて離婚をみとめた。離婚原因としては、第二条および第三条で夫婦の合意および性格の不一致、第四条では、①夫婦の一方の発狂・精神錯乱、②一方が体刑または不名誉刑の宣告を受けたこと、③一方の他方に対する犯罪・虐待または重大な侮辱、④周知の乱行、⑤少くとも二年間、夫が妻を、または妻が夫を遺棄、⑥少くとも五年間、夫婦の一方が音信不通で不在、⑦法律とりわけ一七九二年四月九日のデクレによ

つて規定される亡命、を列挙し、さらに第五条ないし第七条に別居の廃止を明記する。それ以来、一八〇四年の民法が別居を再立するまで、共和暦八年の草案も含めて、別居が許されなかつたわけで、オルレアン準州の事情と好個の対照をなして、いよう。

ローマ・カトリック教國たるスペインは婚姻・離婚に関する事項を教会の手に委ねており、教会は別居を許すにすぎない。⁽²⁰⁾ 民法ダイジュストが前示第二節の第六条において、司祭 (*ministres du culte. minister of the gospel*) が婚姻の挙式を主宰する趣旨を定めるのも、永らく行われてきたスペイン法にのへどり、革命時代に婚姻を世俗化したフランスにならわなかつた事情の一端を物語つていい。かくて、別居しか許さず、すでに一八〇五年にオルレオン準州議会のみとめた立法離婚を無視する結果になつたのではあるまいか。⁽²¹⁾

つづく第五章に「別居」と題し、第一節から第四節に分け、十六カ条の規定を置いている。その第一条で「当地方の古い法律によつて存在した別居は、下記の原因で行われる」と定めるのは、まさに前段で指摘した趣旨を宣明するにほかならない。第二条ないし第四条に、夫についての妻の姦通、妻については夫が情婦を共同の家にひき入れたこと、夫婦について重大な暴行、虐待、侮辱を別居原因とみとめるのは、フランス共和暦八年の草案ではなく、一八〇四年のフランス民法中、離婚原因を定める旧第二二九条ないし第二二三一条にならつてゐる。さらに第五条に「別居はまた、①夫婦の一方から他方に対する公然たる中傷、②妻による夫の遺棄、または夫による妻の遺棄、③夫婦の一方から他方に対する殺害の企図、の場合にも相互に請求できる」とて、フランスに比べて別居原因を拡大しているのが注目される。最後の第四節は「別居訴訟不受理事由」として、第十五条にフランス文では「別居請求

(demande) ば、該訴訟 (action) を起しめた事実の生じたのが (après)、あしくは訴訟が開始されたのぢ、夫婦の和諧があつたといふ、消滅せしむれど (est éteinte)」⁽²⁹⁾ 第十六条に「前条の場合、原告はその訴訟を受理されない旨の宣言をうける。しかし、彼は和諧のゆゑに生じた事由によつて新たな訴を提起し、その訴を支持するため、以前の事由を利用することができる」旨をのべてゐる。両者は和諧を離婚訴訟不受理事由と定めるフランス共和暦八年の草案の第一編・六章の第三九条と第四十条によつてゐる。⁽³⁰⁾ もうとも、前示第十五条では、フランスの草案で用いられる action に代へて demande を、 depuis に代へて après を使つており、また sera éteinte という直接法未来形に代へ、 est éteinte と現在形を用ひる一方、第十六条は元のままの表現であり、言葉使いのゆがいがみられるため、フランスの規定どおりとはいえない。

ルイジアナが州になつて最初の一八一二年の憲法第四章・十一節は、コモン・ローを一体として継受するといふを明白に禁止し⁽³¹⁾、降つて一八二五年にいたれば、フランス共和暦八年の草案を範とした一八〇八年の民法ダイジヨストの場合と異り、このたびは、コモン・ローの採用に強く反対するドワード・リビングストン⁽³²⁾が、一八〇四年のフランス民法を模写し、三五一一条から成るルイジアナ州民法典 (Civil code of the state of Louisiana) を制定することになる。フランスの法典のなかに古いルイジアナの法律が近代化され、整序されていくとみたのが決定的な要因をなすと推測される。かくて、英語を話す人々によつて主構成された立法部が、英語でフランス民法を採用しながら、彼等は同法典に関するフランスの註釈者のとつた諸原理を採用する意思は多分もたなかつたといふ。⁽³³⁾ これより前、一八二三年の民法修正案第一編・六章・三十条において、はじめて離婚をとり入れたが、同条の註

私はさきにみた一八〇八年民法ダイジェストの第三十条について「第三十条で列挙された婚姻解消の原因のなかに、離婚は、あたかもわれわれの間で知られていないかったかのように、記載されていない」とのべていた。知られなかつたどころか、一八〇五年に準州議会がすでに立法離婚をみとめていた事実を指摘するのである。一八二五年の民法第一三三条にも規定が設けられた。⁽³⁹⁾ 同条には第一号から第三号まであるが、第三号を除けば、フランス民法第二二七条と変わらない。フランス民法第二二七条によれば「離婚は、①夫婦の一方の死亡、②適法に言渡された離婚、③夫婦の一方が公権剝奪の刑の言渡をうけ、判決確定したこと、によって解消する」。⁽⁴⁰⁾ 前示第一三三条はこの第三号を別の規定によっておき代えられているが、第一号および第二号はそのままとり入れている。つまり、第一三五条以下の別居に関する規定と並んで、離婚が正式に承認されたわけである。

別居に関する一八〇八年の民法ダイジェスト第五章の第一条、第二条なしし第四条、第五条、第八条、そして第十五条および第十六条がそれぞれ、一八二五年民法の第一三五条、第一三六条なしし第一三八条、第一三九条、第九五条、そして第一四九条および第一五〇条にうけつがれている。⁽⁴¹⁾ これに反し、離婚については、一八二五年民法の第一三三条以外に何の規定もなかつたので、一八二七年三月九日法により、前示第一三六条なしし第一三八条で別居が許されるほとんどの場合に、離婚の訴を提起できることとした。「夫婦の一方が不名誉刑の宣告をうけたことは、他方にとって充分な離婚原因となる。夫婦の一方が他方を五年間遺棄し、しかも現在、別居の場合について規定されるように、訴提起に先立つ一年以内に、一方が共同の住居に復帰すべく求められたとき、夫または妻は同じ離婚判決を請求することができる」というのである。当時のフランスでは、一八一六年五月八日法が離婚を禁止⁽⁴²⁾

ソシ以来、一八八四年七月二十七日法はもとより復活するまでも、別居しが許されないなど好個の対照をなしでいる。降りて、南北戦争（一八六一—一八六五）後に英語のみで公布された一八七〇年民法によれば、第一三八条および第一三九条において、別居および離婚原因を規定したのみ、第一五一一条なし第一五四条や、一八一五一年民法の第一四九条および第一五〇条をうけて、和諧を別居または離婚請求に対する不受理事由とするにいたり。

- (1) ノの間の事情は *Travaux de la semain international de Droit*. Prais 1950. *L'influence du code civil dans le mond*. pp. 778-779. 水田義雄「アメリカにおける大陸法の遺跡」比較法研究丸・一〇四pp. 111頁—111頁、111大頁—111七頁。
- (2) 寺田因縫「西班牙法の国外的発展」國家学会雑誌三五巻五号五〇頁。
- (3) 千井輝生「ルイジアナ民法史序説」早稻田大學比較法研究会要一四四・一四五頁。
- (4) 千井輝生・前掲論文九頁。
- (5) Dart, *Influence of the Ancient Laws of Spain on the Jurisprudence of Louisiana*, A. B. A. J. Vol. 18, p. 126.
- (6) Sherman, *Roman Law in the modern world*. Vol. I, p. 291.
- (7) Dart, op. cit., p. 126.
- (8) Oppenheimer, *Louisiana's civil Law Heritage*, Law Library J. Vol. 42, p. 251.
- (9) Broun, *Legal Systems in conflict: Orleans Territory 1804-1812*, American J. of legal History. Vol. I, p. 49.
- (10) Brown, op. cit., p. 53.
- (11) Dart, *The place of the civil Law in Louisiana*, Tulane L. R. Vol. IV, p. 168.
- (12) Travaux, ci-dessus, p. 779.

(22) Stern, The influence of foreign Law on American Law, Law Library J. Vol. 33, pp. 200-201.

(23) Broun, op. cit., pp. 54-55.

(24) Dart, Influence of the Ancient Laws of Spain on the Jurisprudence of Louisiana, A. B. A. J. Vol. 18, p. 126:
Friedman, Matrimonial Property Law, p. 30.

アリルアホ、やがたかハヤシハクの第111章潔められたのを、共和国暦八年の草案潔められたのを、ヨーロッパ180四年のハク
ハク既洁められたのを、現在ドム意見のわがラボラトリア^③ Travaux, ci-dessus, p. 779. 士井輝生・前掲論文118頁—111
1頁^④

(25) Dart, The place of the civil Law in Louisiana, Tulane L. R. Vol. IV, p. 169.

(17) Digest of civil Laws. Territory of Orleans, pp. 24-29.

(18) Digest, op. cit., pp. 28-29.

(19) Collection complète des Lois, décret, ordonnance, Réglements, avis du conseil-D'État. Tome III, pp. 476-482.

回法^⑤おほへ離婚原因^⑥レバシタスルハシテ^⑦ 駒田略^⑧「ハハハク法解説」上巻^⑨—K111-1頁^⑩

(20) Florida statute. 1959. Vol. 5, p. 532.

(21) Digest, op. cit., pp. 24-25.

(22) Dart, Adultery as a defense to a divorce action in Louisiana, Tulane L. R. Vol. 11, p. 106.

ハシタス^⑪ハク四年の離法^⑫ハク七年の離法^⑬ハク八年の離法^⑭ハク九年の離法^⑮ Dart, op. cit., p. 106.

(23) Digest, op. cit., pp. 30-33.

(24) Digest, op. cit., pp. 30-31.

(25) Digest, op. cit., pp. 30-31.

- (26) Daloz, *Code Civil*, pp. 122-123.
- (27) Dart, op. cit., pp. 106-107.
- (28) Digest, op. cit., pp. 30-31.
- (29) Digest, op. cit., pp. 32-33.
- (30) Digest, op. cit., pp. 32-33.
- (31) Digest, op. cit., pp. 107-108.
- (32) Friedman, op. cit., p. 30.
- (33) 彼の論述は「いざなみ水田義雄「法の変動と理論」」11月1日1頁。
- (34) Travaux, ci-dessus, p. 336.
- (35) Dart, the place of the civil Law in Louisiana, Tulane L. R. Vol. IV, p. 173.
- (36) Dart, the place of the civil Law in Louisiana, Tulane L. R. Vol. IV, p. 173.
- (37) Pope, How real is the difference today Between the Law of Louisiana and that of the other forty-seven states, George Washington L. R. Vol. 17, p. 187.
- (38) Dart, Adultery as a defense to a Divorce action in Louisiana, Tulane L. R. Vol. 11, p. 106.
- (39) Dart, op. cit., p. 106.
- (40) Dart, op. cit., p. 106: Anthoine (de saint-Joseph), *Concordance entre Les codes civils étrangers et le code Napoléon*. Tome II, p. 465. 本章からの解説による「法の類似性」が述べられる。

- (40) Daloz, code civil, p. 121.
- (41) Anthoine, ci-dessus, p. 465.
- (42) Anthoine, ci-dessus, p. 465.
- (43) Dart, op. cit., p. 106.
- (44) Merrick, *The Revised civil code of the state of Louisiana*, pp. 37-39.

2 フランスの学説・判例

オルレアン準州ないしレルイジアナ州の離婚法は、右にみたように、フランス共和暦八年の草案を範とした一八〇八年の民法ダイジット以来、和諧について規定を設けながら、本稿で問題とする互責について全く触れていない。そこで、判例はこれに関するどのような見解をとるかを調べなければならぬが、いじでも模範となっているフランスの学説および判例をまず検討しておく必要がある。

フランスではじめて離婚をみとめた一七九一年九月二十日＝一十五日の「離婚の原因、形式および効力を確定する法」⁽¹⁾は、第四条・④に周知の乱行 (*le dérèglement de moeurs notoire*) を離婚原因の一つとしだが、和諧はあくまで、互責についても触れるといはなる。⁽²⁾この「クランの事件」、共和暦七年雪月 (Nivose) 七日の *Piacon v. Deshommais* 事件で、破棄院 (*cour de cassation*) は互責の適用の可否を論じている。この事件において、夫が周知の乱行を理由に離婚の訴を提起したが、妻は夫の不品行 (*inconduite*) を訴訟不受理事由と主張した。ノルマンディーのカルバドス県民事裁判所は双方の主張事実を認定したうえ、夫の離婚請求を彼自身の不品行を理由に斥け

た。ここで不品行というのは、離婚原因のうちのいずれに該当するのか、したがって夫婦の非行が同種のものであつたかどうか、判決の文面では明らかでないが、裁判所は互責の適用をみとめたわけである。夫の控訴に対し、マンシュ県民事裁判所は原審と異り、妻の提出した不受理事由を少しも考慮せず、夫の主張事実を認定して離婚請求をみとめ、夫に非行のあつたことは妻の周知の乱行の口実にはならないとて、互責を適用しなかつた。そこで妻が上告したところ、破棄院はつきのように判断している。すなわち、「一七九二年九月二十日のデクレの第一節・四条をみると、同条は婚姻が一個の契約であることをみとめ、夫婦双方に品行方正の義務を課し、周知の乱行を理由とする離婚請求権を与えた。それゆえ、周知の乱行を理由に離婚判決を請求する人自身の非行にもとづき、双方の事情を考慮して抗弁をみとめている。かくて、夫の離婚請求に対して妻の提出した不受理事由をみとめないと宣言することにより、マンシュ県民事裁判所の判事たちは、一七九二年九月二十日のデクレの第一節・四条に違反する結果となる」。つまり、一七九二年のデクレに明示の規定はないが、暗黙のうちに互責を裁量的な不受理事由としたのは明らかだというわけである。デュラントンも「一七九二年のデクレは、有責配偶者がふしだらにも、他方の非行を理由に離婚の訴を提起する権能を禁止した。そこに相殺が存在した」とのべている。⁽³⁾

その後、共和暦八年の草案は右のような破棄院の判決の趣旨を文明化することなく、和諧について第一編・六章の第三十九条と第四十条に規定を設けるにすぎなかつた。草案が破棄院および全国の二十八の控訴院へ意見を求めるため送付された際、ガスコニーのアジヤン控訴院が互責に関する規定の採用について、意見書のなかでつぎのような見解を表明したのが注目される。それによれば「証拠によって支持されるとき、訴訟から結果する当然の例外

を抗弁としてみとめるべきである。しかし、この抗弁は少くとも、姦通を基礎とする離婚訴訟において、原告配偶者の姦通に由来すべきである。このことは学説彙纂二四・三・三九において、はつきり認定されている。賢明なパピニアスのこの立派な法律に注目しなければならない。該法律の理由が基礎をなすと同じ動機から、われわれはこの規定を採用すべきだと考える。ローマ人の間におけると同じく、婚姻はわれわれにとって一個の契約であり、夫婦双方に相互的な誠実さと厳格な道義および同等に非難の余地のない行為を義務づける。要するに、かかる契約の本質から、等しく契約に違反した配偶者の苦情は拒否される結果となる」。⁽⁴⁾

ここで引用されている学説彙纂二四・三・三九は本稿第一章・一節ですにとり上げたように、夫婦双方の同等の非行は互いに相殺されて帳消しになる趣旨の規定であった。大革命にいたるまで、ガスコニーはいわゆる成文法地域 (*Les pays de droit écrit*) に属し、ローマ法が普通法たる効力をもつていた事情を考え合わせれば、アジヤン控訴院が夫婦双方の姦通について互責を適用すべく提唱するのも首肯されよう。⁽⁵⁾ だが、かかる提唱も、一八八〇年頃、これに關して規定した法律がみられたというが、内容は全く不明であるし、協議離婚を除いて離婚を復活させることなく、同法は共和暦十一年芽月 (*germinal*) 三十日に公布された。

降 ^レ、一八一六年五月八日法 (*Lois sur l'abolition du divorce*) は離婚を禁止⁽⁶⁾し、一八八四年七月二十七日法 (*Lois qui rétablit le divorce*) ⁽⁷⁾によつて離婚が復活するまで、別居しか許されなかつた。その間、互責=非行の相互性 (*Réciprocité de torts*) を訴訟不受理事由とするかどうかは、別居についてのみ問題となつてくる。一八五〇年頃、これに關して規定した法律がみられたというが、内容は全く不明であるし、協議離婚を除いて離婚を復活させることなく、同法は共和暦十一年芽月 (*germinal*) 三十日に公布された。

せた一八八四年法も、非行の相互性について何も付け加えなかつた。⁽⁹⁾ ビショップによれば、フランスにおいて夫の単なる姦通が離婚原因にならないため、互責が法律上に規定されなかつたと説明している。⁽¹⁰⁾ たしかに、一八一六年にいたるまで、フランス民法旧第二二九条において、夫について妻の姦通を離婚原因と定め、第三〇八条では「妻の姦通を理由に別居判決が言渡される場合、彼女は検察官の申立にもとづき、該判決により、三月以上二年以内の期間、懲治場 (maison de correction) に監置される」としながら、第二三〇条により「妻は夫が共同の家にその情婦をひき入れたとき」にかぎり、夫の姦通を離婚原因にできると規定するにすぎない。離婚原因たる姦通について夫と妻に重要な差を設ける右の諸規定からみるとき、被告たる妻が夫の単なる姦通を主張しても、請求を阻止する抗弁とはならないから、一般的な規定として、夫婦双方の姦通に対等の立場で互責をみとめることはできないわけである。ビショップの説明もひいて一応理解できよう。

では、別居しか許されない一八一六年以降はどうであろうか。民法の規定とは別に、刑法第三三六条によれば、「妻の姦通は、夫でなければ告訴できない。夫が第三三九条に定められた例（夫が共同の家に情婦をひき入れ、妻の告訴によってその事実が明らかになるとき）に該当する場合、右の権能は消滅する⁽¹⁴⁾」と規定する。デュントンは主に右の刑法二カ条を理由に、自己自身の非行によって自己の口は封じられなければならないとし、非行の相互性はつねに別居請求を阻止するとの結論を出している。⁽¹⁵⁾ だが、かかる結論には疑問がある。というのも、右の規定は、自らに非行のある夫が妻の姦通を告訴できないとする趣旨であつて、別居請求に関するのべたものではない。姦通の告訴の場合、夫が婚姻関係を継続しながら妻の姦通に刑罰を課されるよう求めるのに反し、別居請求は夫が

妻の姦通を理由に別居判決を求める。その性質は全くちがつたものとみなければならぬ。そうだとすれば、右の規定が夫の立場からみたものにすぎないことは一応別として、姦通の告訴について生じる非行の相互性の効果を、そのまま別居訴訟の場合に当てはめるには、無理が存するのではないか。¹⁶⁾

ローランはかかる事情をも判断に入れながら、つぎのように述べている。すなわち、「原告の非行は、裁判所が別居請求をみとめるだけの重要性をもたないまでに被告のそれを弱めるという意味において、別居に関し相殺（Compensation）が存するとされる。だが、これが真の相殺に関するものであり得ないことは明らかである。一つの犯罪が、他の犯罪のゆえに罰せられない。もし泥棒が反対に盜まれたとすれば、竊盜は少しも存しないのであらうか。

二つの竊盜は相殺されるのか。配偶者双方の非行が互いに相殺され、なんらの行為も生じなかつたというのは、余りにも非常識であり、道徳に反する。論理的には、これと反対に、双方に非行があつたのだから、二つの行為が生じたとしなければならない。別居原因が全くないどころか、二つ存在する¹⁷⁾。ドモロンブもローランと説を同じくし、「夫婦は互いにけしかけられ、双方の非行は彼等の間に二重の障壁を築いた。この過程において、最後に、別居原因は一つでなくして二つ生じるが、あなたはここから、別居判決を言渡すべきでないとされるのか。私はこれと反対に、別居判決を二重に言渡すべきであると信ずる」とのべてゐる。いずれも、非行の相互性が別居請求を阻止することはないとするわけである。

一八一六年以降は離婚原因が夫婦について不平等であつたため、非行の相互性を法律上に規定しなかつたのが事実としても、離婚原因を完全に夫婦平等に改めた一八八四年法以降は、それを規定するについて障壁は存しなかつ

たのではなかろうか。とはいへ、他方において、ユツクものぐるよう、「夫婦が互いに敵意を抱き、それが二人の生活に危険を及ぼす程度に重大なものである場合、つねに非行の相互性および相殺との口実のもとに請求を斥け、彼等の生活ないし健康を危くさせる」必要もみとめられまい。要するに、一八八四年法がなんらの規定も設けなかつたのは、非行の相互性を請求不受理事由とするかどうかを具体的な場合に応じて裁判所の自由な判断に委ねる趣旨と思われる。その後の多数の学説は、やきのユツクも含めて、非行の相互性を請求不受理事由とみない見解を示している。⁽²⁰⁾

では、判例の方はいかなる見解を示したであろうか。別居しか許されていない時代の Dame et Sieur (1810) 事件⁽²¹⁾をあげてみよう。この事件において、妻は夫が情婦を共同の家にひき入れたとの理由で別居判決を請求したが、夫は妻自身にも姦通があると主張し、請求棄却を求めた。これに対し、第一審のオルレアン裁判所は妻の請求をみとめ、夫の抗弁については、非行の相互性を不受理事由とする法律上の規定のないことに触れながら、それを斥けたので、夫が控訴した。オルレアン王立裁判所 (Cour Royal) も原審と同じく夫の控訴をみとめず、事件は破棄院へもち込まれた。破棄院もまた、「妻の姦通という非難を請求不受理事由にするのを拒否した原判決は、いかなる法条にも違反してはいない」とのべ、上告を斥けている。本件では、夫が妻の姦通の事実を充分に立証できなかつたのが実情のようである。裁判所は非行の相互性がいかなる場合にも請求不受理事由にならないと断言しているわけではない。もし夫が妻の姦通を充分に立証できたならば、その抗弁をみとめたかどうか、別個の判断に委ねられることにならう。デュラントンが本件は先例にならないと評するのも、判決の基礎となつた事実関係からみて、妻の

姦通が充分に立証された場合に関する先例とみるにはできないと判断したからであると思われる。

その後、離婚が再びみとめられた時代、*Crouan c. Crouan*（一八九四）事件において、夫の非行を理由とする別居請求を棄却する原判決に対し、妻が控訴したとき、破棄院はつぎのようにのべて原判決を容認している。すなわち、「判事は裁量権にもとづいて、別居請求の原因とされる事実に重要性（Gravité）を付することを拒否し、また原告の側の名状し難い、図太く、よこしまな行為を理由にその請求を棄却できる」。ここで、夫の非行は別居原因と認定されないから、それのみでも妻の請求はみとめられないが、まして彼女自身の非行が別居原因を構成するに充分な場合、原審の判断は当を得てゐるというわけであろう。夫婦双方に別居原因たる非行が認定される意味での非行の相互性は正面から問題になつてはいないが、傍論として触れられたことに注目しておこう。

やがて数年後、*Desleau c. Deslean*（一八九七）事件がみられる。この事件において、裁判所は、「夫婦の一方の別居請求に対し他方の主張した非行の相互性という事実は、判事の裁量に服するにしても、別居請求そのものを不受理ならしめる相殺の抗弁と解するのは、法律上正当な判断ではない」と述べている。夫婦双方の非行が認定されても、それのみで直ちに原告の請求が斥けられるのではなく、つねに判事の裁量にもとづいて認否が決定される旨を明らかにしたものといえる。さきにみたように、学説は非行の相互性を不受理事由とするものと、しないものと、二つにはかり分れてはいるが、判例はそのいずれとも趣を異にし、つねに判事の裁量に属する事項とみるわけである。

(一) Duvergier, Collection complète des Lois, Décrets, ordonnances, Réglements, avis du Conseil-D'Etat, Tome III,

p. 477.

- (ε) Sirey, Recueil général des Lois et des Arrêts, avec notes et commentaire. Tome IV. Part I, pp. 150-151.
- (εε) Duranton, Cours de droit Français-suivant le code civil. Tome II, n° 574.
- (εη) Dart, Adultery as a Defense to a Divorce Action in Louisiana, Tulane L. R.Vol. 11, p. 103.
（εη） ハシマハ離婚は相続法繫属の下に、口一矢述（新勅法11年）の申請を正當化する要綱鑑述(exhéredation)の要點を記述する。翻本洋文題「近代相続法の要領」111頁。
- (εω) Locré, La legislation civile, commerciale et criminelle de la France. Tome V, p. 6.
- (εη) Duvergier, ci-dessus. Tome 20, p. 379.
- (εξ) Duvergier, ci-dessus. Tome 84, p. 231.
- (εσ) Freed, Defenses against Divorce in French and American Law, Texas L. R. Vol. 38, p. 309.
- (εΩ) Freed, op. cit., p. 309.
- (εΗ) Freed, op. cit., p. 309.
- (εΖ) Dalloz, Code civil, p. 122.
- (εΩ) Dalloz, ci-dessus, p. 154.
- (εΗ) Dalloz, ci-dessus, pp. 122-123.
- (εΖ) Colin et capitain-Morandière, Traité de Droit civil. Tome I, n° 774.
- (εΩ) Duranton, ci-dessus, n° 574.
- (εΗ) Dart, op. cit., p. 101.
- (εΖ) Laurant, Principes de Droit civil Français. Tome 3, pp. 252-253.

(?) Demolombe, *Traité du Mariage et de la séparation de corps*. Tome second, n° 415.

Zachariae, *Le Droit civil Français*, Tome I, p. 253 トマボリ、夫の離婚請求権の範囲

判例の裁量権を述べる。

(?) Huc, *Commentaire théorique et pratique du code civil*. Tome II, n° 373.

(?) Dart, op. cit., p. 102.

異社の非行の権利性を請求不能判決田代アーヴィングは争いが存し、大多数の学者はこれが相対的解してゐる。

Colin et Capitant, ci-dessus, n° 774.

(?) Sirey, *Recueil général des Lois et des Arrêts*, avec notes et commentaires. 3^e Vol. An 1809-1811, p. 431.

(?) Duranton, ci-dessus, n° 574.

(?) Dalloz, *Reueil périodique et critique de Jurisprudence, législation et de doctrine en matière civil, commerciale, criminelle, administrative et de droit public (mensuel)*. 1^{re} partie: Cour cassation. 1895, p. 85.

Dalloz, ci-dessus. 1898, p. 77.

○ 当州の判例

ルルジニア州のルイジアナ州に眼を転じる、離婚法に互責に関する規定がなふと同じく、判例の流れのみならぬものやあるのか。決してそうではなし。この点では、民法に規定がないと、判例によつて非行の相互性を請求棄却事由とするところの場合と似た事情を示してゐる。互責の立場トランクスの学説・判例がどの程度、またこの頃より、ルイジアナ州に影響を及ぼしたか、軽々しく遮断するにはやめたまゝ。だが、一般に独立戦争後も、大陸

法に対する高度の評価は一八七四年頃まで容易にすたれなかつたけれども、それは單になんらか伝統的な尊敬にす
めず、實際の理解にもどくへゐるではなかつたといわれる。⁽¹⁾現に一八三〇年以前の *Trowbridge v. Carlin* (年度
不明) 事件において、「……これはルイジアナ法の問題である。われわれの法典・判例および手続は、重要な部分が
フランスのそれに由来しているけれども、多くの点でちがいをみせてゐる」旨を指摘する。フランスで多数の学説
＝ヨック、ドモロンド⁽²⁾、ローラン⁽³⁾等の立場に反し、非行の相互性はつねに離婚請求を阻止するとのデュラントン
の説⁽⁴⁾により、互責を請求棄却事由とみとめているのも興味深い。

その後、ルイジアナ州の判例が互責を請求棄却事由とする場合、他州と同じく、これまでいくらのべた衡平法
ないしコモン・ローの原則を柱としているように思われる。しかし、当初は、夫婦双方の非行が同種類かつ同程度
のときにのみ適用し、種類が異れば適用の範囲外においた。さきにみたカリフォルニア、コロラド、カンサス、マ
サチューセッツ、インディアナ、ハワイ諸州が互責の抗弁にできる原告配偶者の非行の種類に制限を設けていない
のと対照的であるが、最後には一転して同じ見解をとるにいたつた点に注目しなければならない。なお、一八七〇
年のルイジアナ州民法第一三九条によれば、不名誉刑あるいは姦通を理由とする場合は直ちに離婚判決を請求でき
るが、それ以外の非行のとき、まず別居を求め、爾後、一年内に和諧が不成立に終つてはじめて、離婚判決が言渡
されることになる。⁽⁵⁾以下に参照する諸事件がすべて別居を問題にする理由はここに存する。

まず *Amy v. Beard* (一八九七) 事件をあげてみよう。この事件において、妻が極端な虐待および扶養義務不履
行を理由に別居判決を求めたのに対し、夫は虐待および身体傷害を主張して別居反訴を提起した。原告は夫婦双方

の非行を認定したが、夫の側に証拠の優越性 (Preponderance of evidence) をみとめて別居判決を与えたので、妻が控訴した。裁判所はつわらのようにのべて原判決を破棄し、妻の控訴も棄却している。すなわち「原審は夫婦双方の請求を斥けるべきで、これが当州における確立された判例である。……われわれは、別居判決に関する法律が被害配偶者の救済を規定しており、夫婦双方が互いに極端な虐待を行ふ場合に介入するものではない旨を表明した初期の判決を是認する」。これによつてもわかるとおり、原審が拠りどころとしたと思われる有責性比較の原則は採用されておらず、はつきり互責をうたつてゐる。同時代のフランスの判例は、いずれも、非行の相互性を理由に別居請求を棄却するかどうかを判事の裁量に属する事項としたが、ルイジアナ州では、互責がいわば絶対的な請求棄却事由とみとめられる。同州がフランス民法をうけついながら、判例の面ではフランスのそれとちがつた見解を展開していく事情をじつに看取できる。

右にひづき、Gromley v. Gromley (一九一六) ⁽⁹⁾ 事件があげられる。この事件において、妻が常習性暴飲および極端な虐待を理由に別居判決を請求するのに対し、夫も同じ虐待を主張して反訴を提起した。原審が双方の請求を棄却したので、夫が控訴した。裁判所は、「夫および妻の非行がほとんど釣合つており、しかも同種類である場合は、いずれも裁判所に救済を求めるることはできない」とし、原判決を容認している。夫婦の非行が同種かつ同程度と認定して互責を適用したわけであろう。もし両者の程度がちがつていたとすれば、いずれも別居を望んでいるから、裁判所は有責性比較の原則により、非行の程度の少い方に別居判決を与えることになるのかどうか、判決の文面からは必ずしも明らかでない。この点は Temperance v. Temperance (一九三九) ⁽¹⁰⁾ 事件がわざかに触れている。この離婚請求棄却事由の研究——互責論 (EJ) (村井)

事件において、妻が口頭および文書による名誉毀損と極端な虐待を理由に別居判決を求めたので、夫はかかる事態を否認したが、原審が妻の請求をみとめたため、夫が控訴した。裁判所は、「証拠の示すところによれば、夫は短気でしばしば妻を虐待したが、それにもかかわらず、妻は夫に対してもいやりがなく、夫婦間の不和について同等の責を負うべきことが明らかにされる。たしかに、夫は非難される度合いが比較的に少いとはいえない」とし、原判決を破棄し、夫の請求をみとめている。夫婦が互いに虐待を加え合った事実が明らかになり、しかもその程度が同じと認定された結果、この事件でも互責が適用された。もともと、判決の趣旨からみれば、夫は非行の程度が妻のそれと比較して少いから、有責性比較の原則により妻の請求を容れるべきでないと主張し、原判決の破棄を求めたのであろう。もし夫のかかる主張が事実に合致すれば、裁判所は妻の請求を容れる原判決を破棄したのではないか。だが、現実には双方の非行の程度が同じであったので、有責性比較の原則は適用されるにいたっていない。原判決が破棄されたことに変りはないが、夫の主張が容れられたからではない。

ルイジアナ州の判例がつねに互責を適用しながら、有責性比較の原則による可能性を次第に匂わせてきた事情は、右の諸事件で略々明らかになつたが、これをさらにはつきりさせたのは、最近の *Eals v. Swan* (一九五二) 事件⁽¹⁾である。この事件において、妻が極端な虐待を理由に別居判決を求めたのに対し、夫は遺棄を主張して別居反訴を提起した。原審は妻に別居判決を与えたが、訴訟中の扶養料の請求を容れられないで控訴し、夫も同じく控訴した。そこで裁判所は、「それぞれの場合に非行の程度を考慮し、その程度が同じ事実を認定したときにかぎり、請求を棄却するというのがルイジアナ州の法則である。有責性比較の原則が暗黙のうちに承認されている」とのべ、双

方の別居請求をみとめやしない。されば夫婦双方の非行が同種かつ同程度の場合にのみ互責を適用していたが、ここで非行の種類の同じことを要求しなくなつたとすれば、それだけ、互責の適用範囲は広がる結果となる。だが、いせんとして非行の程度の同じ場合にかかる点では、すでにみたいくつかの州に比べ、独特的の見解を維持している。なお、ルイジアナ州において、当初から有責性比較の原則の承認されていた事情がいいはじめて明らかになつたけれども、該原則を正面から適用した事例はこれまで存しなかつたし、その後も見当ひない。とはいえ、現実に夫婦双方に非行があり、しかもその程度を異にするとき、双方が別居ないし離婚判決を求めれば、非行の程度の少い側の請求を容れ⁽¹²⁾、被告配偶者が有責性比較の原則を抗弁とするにやれなければ、原告側の非行の程度が少ないと判断される場合にのみ、その請求を認容するに至るに思われる。

- (一) Pound, Formative era of American Law, p. 148.
- (a) Dart, Adultery as a defense to Divorce Action in Louisiana, Tulane L. R. Vol. 11. p. 103.
- (b) Huc, Commentaire théorique et pratique du code civil, Tome II, n° 373.
- (4) Demolombe, Traité du Mariage et de la séparation de corps. Tome second, n° 415.
- (5) Laurant, Principes de Droit civil Français. Tome 3, pp. 252-253.
- (6) Duranton, Cours de droit Français suivant le code civil Tome II, n° 574.
- (7) Merrick, The Revised civil code of the state of Louisiana. 1900, p. 35,
- (8) So. (Southern Reporter) Vol. 22, p. 48.
- (9) So. Vol. 108, p. 307.

(2) So. Vol. 180, p. 73.

(1) So. 2d. Vol. 59, p. 409.

(2) Gilbert v. Hutchinson (一九六〇) 事件において、妻が虐待を理由に別居判決を求めたのと、夫も姦通を理由に同じく別居反訴を提起した。原審は双方の請求を斥けたので、妻が控訴した。裁判所は、「有責性比較の原則のもとで、夫婦双方に同種の非行があり、その程度が釣り合っておれば、別居なし離婚請求は棄却されるけれども、原審は充分な証拠によつて「な」こと、原判決を破棄。差戻してある。So. 2d. Vol. 135, p. 283.

四 アーカンソー州

互責についてみれば、当初、一八三八年法第五一章・一一条において、「(第一條で規定された八個の離婚原因) すべての場合に、被害配偶者 (The injured party) は離婚判決を請求することができる。……」⁽¹⁾ と規定した。構文上、被害者の前に “The” を置いたのは、それに対する “An uninjured party”⁽²⁾ を予定しており、もし双方が互いに他方に非行を加えたならば、 “The” は “Two”⁽³⁾ となり、いずれも離婚請求ができるないと解するのが論理的であるとされていた。ついで第八条では「……夫婦双方が訴状のなかで非難されている姦通その他の非行について妻を負うべきことが裁判所に明らかになるないが、離婚判決は言渡されない」と定める。つまり、双方の同種の非行についてのみ、互責の適用をみとめるわけである。それに随つて、一八六九年民法第四五六条において、「扶養料または離婚請求の訴訟は、衡平法上の手続によつて行われる」⁽⁴⁾ とのぐんのは、クリーン・ハンズの原則ひいてはその一分派である互責の原則を是認したものと考えられる。

右のような規定のもとで、一九〇〇年頃より有責性比較の原則を指向する傾きをみせはじめた」とが注目される。最初のは Crew v. Crew (一九〇〇) ⁽⁶⁾ 事件である。この事件において、夫が耐え難い侮辱を理由に離婚の訴を提起し、妻も同じ理由で離婚反訴を起した。原審は「夫婦双方が程度の高い非行 (to a degree in fault) をなしており、いずれも離婚判決を得る資格はないが、別居判決が与えられるべきである」とみどめ、妻に別居判決を言渡したので、夫が控訴した。裁判所はこれに対し、「夫は、原審の事実認定は夫婦双方に等しく非行 (equally at fault) があり、いずれも離婚判決を得られないとするに等しい、と争っている。しかし、われわれは、原審が用いた言葉はかかる意味ではなく、かえって夫婦双方は無責でない一方、非行の程度に差があつたことを示すものと考える」とのべ、離婚原因と別居原因が全く同じ法律の規定のもとで、原審の裁量に誤りはないとして、原判決は容認している。夫婦が互いに離婚原因たる耐え難い侮辱を加えたことが明らかな場合、互責の規定を忠実に適用すれば、いずれの離婚請求も容れられないはずである。原審の判断は一応これに沿っているが、妻に別居判決を与えた事実からみれば、非行の程度に差のあることを前提としている。妻の非行の程度は夫よりも離婚原因をなすに充分でないと判断し、彼女に別居判決を言渡すに留まつたのはなかろうか。これを「比較的に有責性比較」(Comparatively comparative Rectitude) の原則と名付けるのは、夫婦双方の離婚原因たる非行の程度を比較する本来の有責性比較の原則そのものではないが、同じ考えにもとづいて適用範囲を広げたことを指摘する意味と思われる。夫のいうように、原審が互責の原則によつたのであれば、双方に等しく非行があるとみどめるとき、離婚請求を斥けるのはもとより、妻に別居判決を与えるはずもない。原審は、右のよび方を借りれば、比較的に有責性比較の原則を

暗黙のうちに予定しており、本裁判所はこれを表にあらわしたにすぎないと考えられる。

降つて、*Longinotti v. Longinotti*（一九二五）事件がミンガン州より約十年おくれ、有責性比較の原則をはつきり採用するにいたつている。この事件において、夫が姦通を理由に離婚の訴を提起したので、妻は虐待を主張して反訴を起した。裁判所は夫婦双方の非行を認定したうえ「妻の方が夫よりも非行の程度が大きく、しかも妻がさきに非行をしていた」とのべ、夫の請求をみとめていない。同州の一九二一年法第三四章・一二〇九条もさきにみた一八三八年法第五一章・八条の規定と全く同じであり、夫婦双方の同種の非行にかぎつて互責を適用すべく予定している。当面の場合、夫婦の非行の種類がちがうため、この規定の適用をみないことはいうまでもない。そして、裁判所は判決のなかで有責性比較の原則とはつきりいつていながら、この原則によつたことは明らかであろう。妻の方がさきに非行をしたこと、つまり妻は夫から虐待をうける以前すでに姦通していた事實をも認定する。妻の姦通を知つて夫が虐待を加えたのが真相と思われる。なお、当面の場合、裁判所は妻の姦通を夫の虐待より程度が大きいと判断しているが、一般に有責性比較の原則によるとき、夫婦双方の非行の程度を比較するのは、裁判所にとって一つの難事ではなかろうか。夫婦が互いに虐待を加え合つた場合に、双方の非行が類似のものであれば、同一の尺度によつて、程度の差も容易に判断できよう。しかし、非行の種類を異にするとき、両者の比較には必然にある程度の困難を伴つてくる。姦通に対する虐待、虐待に対する遺棄のような場合、何を基準にして非行の程度を差別するのか。姦通を他の非行と区別して重視する古代からの伝統的な考え方もあるが、これを別とすれば、右の役を果すべき明確な尺度があるわけではない。結局、姦通したのは夫か妻か、虐待は精神的か肉体的か、遺棄はい

かかる状態で何年間継続したか、等々、具体的な事例におけやぐての情況からの判断せらるを得ないであらう。互責によると、裁判所は夫婦双方の非行を認定すれば、それのみで離婚請求を棄却できぬ。これに対し、有責性比較の原則は右のような慎重な判断による比較考量を要求する。結果的には妥当なものをおだいに原則も、ハルニシの一つの困難な問題を含むドーハルニシのため指摘しておかなければならぬ。

- (1) Davis, Mutual misconduct in Arkansas Divorce, Arkansas L. R. Vol. 3, p. 135.
- (2) Davis, op. cit., p. 135.
- (3) Davis, op. cit., p. 134.
- (4) Davis, op. cit., p. 135.
- (5) Davis, op. cit., p. 134.
- (6) S. W. (southwestern Reporter) Vol. 56, p. 778.
- (7) Davis, op. cit., p. 140.
- (8) A. L. R. Vol. 159, p. 736.
- (9) Arkansas statute, 1947. p. 822.

五 アイオワ州

アメリカンソースからいに北にのばれば、アイオワ州が一八五〇年代に互責の厳格な適用を排除した事情を看取れ。同州の一八五一年法第一四八二条の八には、「夫婦が平和裡に互いに幸福に生活できる、彼等の福祉のために離別が必要な事情が充分に明らかにされる場合、たゞえ双方に非行があつても、裁判所はその裁量にもとづいて

離婚判決を言渡すことがదらる」と規定していた。⁽¹⁾ 一八五一年といえば、オハイオ州の *Mattox v. Mattox* (一八二六) 事件がはじめてクリーン・ハンズの原則を互責の裏付けにしてより約二十六年後であり、あたかもカリリフォルニア州が最初の離婚法を制定した年に当つている。他州がまだ互責の原則を法律にうけ入れるにもいたつておらず、たとえ規定はあっても、判例による展開にみるべきものがない時期に、アイオワ州において、破綻主義的な見地から互責の厳格さが修正されたことは、われわれの注意をひくに充分であるが、いかなる理由によつたのか、その事情を知ることができず、また右の規定自体、四年後の一八五五年に早くも廃止されている。⁽²⁾ 廃止の理由も明らかでない。

ところで、そのすぐあとの *Inskeep v. Inskeep* (一八五七) 事件⁽³⁾は珍らしくも、すでに廃止されたはずの前示の規定によつて判断を下している。この事件において、妻が虐待および姦通を理由に離婚の訴を提起したが、夫はその事實を否認し、かえつて妻の虐待を抗弁とした。原審は双方の虐待を認定し、彼等夫婦は平和裡に幸福な生活を営むことはもはや不可能であるとの理由で、妻に離婚判決を与えた。夫の控訴に対し、裁判所も原審の判断を支持している。きさにみた一八五一年法の規定が正当な理由のないままに廃止されたので、いぜんとして規定の趣旨を是とする裁判所は、積極的に判決の基礎としたのが真相かも知れない。また、一方で、本件はアイオワ州がいちど有責性比較の原則によつたことを示すとの説明がみられる。⁽⁴⁾ これが事実とすれば、裁判所は夫婦双方の虐待を認定したうえ、妻のそれの方が程度が少ないと判断し、共同生活継続の不可能なことも考え合わせ、妻の請求をみとめたのであらうか。これはむしろ、のちに第四章にのべるところの、ユタ州ないしカリフォルニア州が最近になつて採

用した有責性比較の原則プラス破綻主義的見解ともいふべきものに当る。アイオワ州において、すでに一八五〇年代にこの見解が表明されていたことを銘記しておく必要がある。

なお、シルバーによれば、アイオワ州は *Smith v. Smith* (一八八〇) 事件を通じて有責性比較の原則を採用したといふが、この事件においては夫が約十五年も行方不明であり、その死亡を信じた妻の再婚（重婚）が、彼女を原告とする離婚請求に対し棄却事由になるかどうかが争われ、最終的には妻の無責を理由にその請求が容られていく。有責性比較の原則ではなく、互責の適用の有無が問題の焦点であるし、一歩ゆづつて、この事件が有責性比較の原則によつたとしても、アイオワ州では、さきにみたように、以前から同原則は採用されているから、シルバーの説は当つていないと思われる。

Inskip v. Inskip (一八五七) 事件のむ、*Dupont v. Dupont* (一八五九) 事件、*Pierce v. Pierce* (一八七一)

一) 事件および *Wilson v. Wilson* (一八七五) 事件等々が互責の原則によつたあとをうけ、*Marsh v. Marsh* (一八八四) 事件は再び有責性比較の原則に戻つてゐる。この事件において、妻は虐待・遺棄および姦通を理由に離婚判決を求めたが、夫は反訴によつて虐待および遺棄を立証した。妻の主張する姦通と遺棄は証拠による裏付けを得なかつたが、裁判所は彼女の請求をみとめている。すなわち、「妻が全く無責なわけがないことが証拠立てられた。われわれのみるとこゝでは、かえつて彼女の品行は下劣であり、夫と好一対をなす。だが、離婚請求を棄却しても良い結果は得られず、将来に向いいぜんとして夫婦の身分を維持するよう強いるのは、害をもたらす以外の何物でもない」という。これによつてもわかるとおり、裁判所は妻の虐待および遺棄と夫の虐待の事実を認定したうえ、

双方の程度を比較考量し、妻の方が程度が少しあるか、共同生活の継続が強制されないか、妻の請求を容れてもよいのかの Inskeep v. Inskeep (一八五七) 事件へ回じて、有責性比較の原則に破綻主義 (Marriage Breakdown theory) 的な見解が採用された。その後の Prather v. Prather (一八九六) 事件⁽¹⁾及び Caldwell v. Caldwell (一九〇九) 事件⁽²⁾の見解が主流となり、後の判決でもトライオワ州が互責の原則にしたがうる見解の論々一貫してその事情を理解するに充分や飛ば。

- (一) (Note and legislation), Recrimination as a defense in Divorce actions, Iowa L. R. Vol. 28, p. 343.
- (二) (Note and legislation), op. cit., p. 347.
- (三) (Note and legislation), op. cit., p. 347.
- (四) (Note and legislation), op. cit., p. 347.
- (五) N. W. (Northwestern Reporter) Vol. 21, p. 137.
- (六) A. Silver, Divorce — Defenses — Whether or not the Recriminatory misconduct of plaintiff operates to Bar a cause of Action for divorce, Chicago — Kent L. R. Vol. 31, p. 370; R. silver, Divorce-Doctrine of comparative Rectitude as qualification of the Defense of Recrimination, Boston U. L. R. Vol. 33, p. 242.
（Case notes）, Divorce- Causes for denying Divorce — Recrimination, Southern California L. R. Vol. 27, p. 221.
ノーノー回顧記念文
- (七) (Note and legislation), op. cit., p. 347.
- (八) N. W. Vol. 21, p. 130.
- (九) N. W. Vol. 68, p. 806.

六 ネバダ州

ミシガン、ネブラスカ、ルイジアナ、アーカンソーおよびアイオワ諸州の裁判所は、法律が互責を請求棄却事由としないため、あるいはその規定があるにかかわらず、有責性比較の原則を明示または承認し、ときには破綻主義的な見解さえプラスするにいたつてゐる。互責をつねに厳格に適用することから生じる不都合さを可能なかぎりとり除くべく、妥当な解決を求めてかかる態度をむけたといふを看取である。ゆゑとて、ミシガン州はその後再び互責によつてゐるが、アーカンソー州では最近の *Hensley v. Hensley* (一九四九) 事件において、夫婦双方に非行があるが、"夫の方が非行の程度が大きい"と認定し、妻に離婚判決を与えた事実からも、有責性比較の原則が引きつづき適用されていると考えられる。

ところで、右の五州と異り、法律のうえに有責性比較の原則を規定する州があらわれた。ネバタ州がそれである。この地は一八四九年のグワダルプ・イダルゴ条約で、アメリカがカリフォルニア等と同時にメキシコから割譲をうけた⁽²⁾。南北戦争勅発（一八六一年四月）の直後、一八六一年法により、カリフォルニア州の一八五〇年九月九日法にならつて準州の裁判所および政治機構を創設し、やがてイギリスのコモン・ローを修正し、メキシコに由来する夫婦共通財産制 (Community Property System) をより入れた婚姻・離婚法を制定している⁽³⁾。互責について何の規定もないが、当初からの判例によつて適用されていたようであつて、*Blankenship v. Blankenship* (一九二九) 事件⁽⁴⁾

によつてはつきりわかる。この事件において、夫が極端な虐待を理由に離婚の訴を提起したとき、妻は同じ非行を互責の抗弁として請求棄却を求め、カリフォルニア州最高裁判所の二つの判決を参考に引用した。一つは、夫の側にのみ極端な虐待および姦通のあつた事實をみとめ、妻の離婚請求を容認しており（一九二五年七月二十二日）、他の一つは夫婦双方が互いに極端な虐待をした場合、いずれにも救済を与えていない（一九二五年三月九日）。妻のかかる主張に対し、原告は夫の非行の方が程度が少いとの理由でその請求をみとめたので、妻が控訴した。そこで裁判所は「夫婦双方が離婚原因たる非行をしたとき、いずれも救済をうける資格はない。アメリカの判例はこの法則をはつきり確立している。だが、いくつかの裁判所は有責性比較の原則にもとづいて、非行の程度の少い方に救済を与えた。われわれはこれに賛意を表することはできない。夫婦双方に非行のあるとき、程度の少い方に離婚判決を与えるといふのは、離婚法の原則ではない」とのべ、互責を適用しなかつた原判決を破棄している。

その当時、ミシガン、アーカンソーおよびアイオワ諸州はすでに有責性比較の原則を採用しており、原告はこれを参考にしたのである。加えて、夫婦の非行が同種であるため、程度を比較するのも容易であったと思われる。しかし、裁判所はこの見解をうけ入れず、互責によるべき旨を明示した。これには別の面からの理由も存すると考えられる。移住離婚 (Migratory Divorce) との関係がそれである。

離婚事件の裁判管轄権を決定する基礎として、一般に夫婦いずれか一方の住所 (domicile) が用いられ、イギリス教会裁判所は被告配偶者の住所にしたがつていたが、⁽⁵⁾ アメリカにおいて、多くの州の離婚法は住所という言葉によらず、一定期間の居所 (residence) をもつていたことの立証を要求する。⁽⁶⁾ これは右の期間中そこを去らないとい

うはつきりした意思をもつて、現実に所在する (physical presence) として理解されている⁽⁷⁾。裁判所は法律上の用語として、居所を住所と同等のものと解し、単に離婚判決を得る目的で一時的に居住するのみでは要件をみたさないが、その目的で要件をみたして居所が変更された事実があれば、離婚管轄権を取得する⁽⁸⁾。イギリスの場合と事情を異にする理由は、つぎのように説明される。すなわち、「アメリカは新らしい国である。アメリカ人は代々受けついできた開拓者精神により、より良い生活を求めて転々移動することをいとわない。アメリカでは、人々の生活場所はよく変わる。それゆえ、法の上においても、住所の変動がたやすく行われるようにする必要がある。したがって、イギリス法のように、永住の意思をもつて一定の土地に定住することをもつて、住所とするというような観念は、アメリカ人の生活需要には適しない」⁽⁹⁾ という。しかも、妻が夫の住所にしたがうイギリスとちがい、夫婦が別個の住所をもつことも可能である⁽¹⁰⁾。

これを当面のネバタ州についてみれば、一八六一年以来、離婚訴訟提起の前提として、夫婦いづれかが州内に居所を定めて居住すべき期間を六ヶ月とされていた⁽¹¹⁾。他州のそれが一年ないし五年⁽¹²⁾であるのに比較し、短期間で離婚の訴を提起できる。離婚原因とみとめられる非行は他州と別段のちがいはないから、ひとえに居住期間の短くてよい点が人眼をひいたのである。一九〇九年にニューヨークからネバダ州に移ったある弁護士が、同州の離婚法を有利に利用できる可能性をみとめ、ニューヨーク州において広告をはじめたところ、好首尾であった⁽¹³⁾。それ以来、速やかな離婚を望む夫または妻がネバダ州に移住し、六ヶ月の居住期間を経て訴を提起するという事態が生じはじめた⁽¹⁴⁾。とくに、ニューヨーク州では居住期間の定めがなく、いつでも訴を提起できるにか妻わらず、姦通が唯一の離

婚原因とされるため、配偶者にかかる汚名を着せるにのびない人は、弁護士のすすめにしたがつてネバダ州に赴いたという。⁽¹⁷⁾ かくて、次第に増加するにいたつた移住離婚を阻止するために、ネバダ州の立法部は、離婚原因が州内で生じたものでない場合について、一九一三年に居住期間を倍にして一年としたが、二年後の一九一五年法には再び六ヶ月に縮め、さらに一九二七年法には半分の三ヶ月に減らしている。⁽¹⁸⁾

離婚に関する州の政策はここで大きく変り、移住離婚を迎える方向をとつたのではなかろうか。当初は移住離婚を望ましくないとみていた人々も、結局は、それが彼等にいろいろの面で利益をもたらすこととを知り、是認すると同時に支持を与えるにいたつたし、一二〇人を数える州の弁護士も、彼等の利益を打算し、積極的な要求をなしたことも大きな誘因と推測される。丁度この時期にあらわれたのが、やきの *Blankenship v. Blankenship* (一九二九) 事件であった。原審は、判例がこれまでとつてきた互責の原則は妥当性を失いつつあるし、また今後それを維持するのは移住離婚を誘致するにも適当でないと判断し、なんらかの方法で修正しようとしたのであろう。当時、互責のもの不都合を是正すべく有責性比較の原則が姿をみせていたので、積極的に採用し、夫婦双方に非行があるても離婚判決を与える前提を作ろうと試みたと推測される。これに対し、最高裁判所は前示のように、互責を維持している。純粹に理論的な立場から有責性比較の原則をとるべきでないと考えたのはもちろんとしても、その裏には、移住離婚を誘致する州の政策に反対する無言の態度も含まれていたとみてよいのではなかろうか。

さて、右の事件から一年後の一九三一年法第九四六七条の一において、「裁判所は離婚事件を審理するに当たり、夫婦双方に離婚原因に當る非行があると認定しても、それを理由に離婚請求を棄却せず、自由な裁量にもとづいて、

非行の程度の少い (least in fault) 方に離婚判決を与える」とがであります。⁽²¹⁾ これを明示するにいたつた。これが有責性比較の原則の採用を意味する」とは、いうまでもない。さらに一年後の *Herick v. Herick* (一九三三) 事件において、裁判所は右の規定に触れ、「この法律の趣旨ははつきりしている。そこでは、夫婦の一方が無責であるべき」とを少しも要求していない。したがつて、原審判事は、原告が被告よりさきに非行をしていたと認定しても、特別の事情がある場合、原告に離婚判決を与えることが社会にとって最善の利益をもたらすものとみとめて差支えない」とする。原告の方が非行の程度が少いから、有責性比較の原則により、その請求を容認した原判決はまちがつていないのであらう。

その後、*Lamb v. Lamb* (一九三七) 事件も右と同じ趣旨を示している。⁽²²⁾ この事件において、夫勝訴の原審判決

に妻が控訴したのに対し、裁判所は原審判事の陪審への説示、すなわち、「夫婦双方に離婚原因たる非行があつても、裁判所はそれを理由に原告の離婚請求を棄却すべきではなく、裁量にもとづいて、非行の程度の少い方に離婚判決を与えるべきである」というのは誤解に導くものであるとしながら、夫勝訴の陪審の答申どおりの原判決を容認している。右の説示は一九三一年法の内容を陪審に説明したものと思われるが、説明の仕方が規定の趣旨と少し喰いちがつており、非行の程度の少い方に必ず離婚判決を与える必要があるよう強くうけとられ、この点で誤解を生じを余地があると指摘するのであらう。しかし、原審の陪審が現実にかかる誤解のもとに夫勝訴の答申をしたというわけではなく、また夫の方が非行の程度の少いのは事実であるため、結果的に不都合は起らなかつたと考えられる。

ネバダ州ではすでに一九一五年頃から移住離婚をうけ入れる態勢へと進んでいた事情を背景とするとき、互責による不合理を是正する目的のみならず、移住離婚に反対する最高裁判所の見解を変えさせる決定的な要因ともする目的を含め、一九三一年に前示の規定を設けたのではなかろうか。他方、居住期間の要件についてみれば、アーカンソー州が一九三一年二月二十六日、アイダオ州が三月三日に三カ月に短縮したのに対し、ネバダ州は一九三一年法第九四六〇条により、五月一日からすばやく六週間に縮めた。⁽²⁴⁾すなわち、「原・被告配偶者の双方が現実に居住している郡内で離婚原因が生じ、そこで訴が提起されるのでない場合、裁判所は離婚管轄権を有しない。ただし、原告または被告のいずれかが、訴提起に先立つ少くとも六週間、当州の住民であった場合はこの限りでない。単にネバダ州に居所を設けるという意思のみでは充分でない。要求される期間内、現に物理的に在住し、信頼のおけるそ
の土地の証人によって確証されることもまた必要である」⁽²⁵⁾とする。他州に住む夫婦がネバダ州で離婚しようと思うとき、六週間内とにかく同州内に居住していた事実を証明できさえすればよいわけであって、証人による確証を得るためにも、ホテルへの投宿がもつとも簡単な方法として利用される。それに附隨する種々の遊興施設と相まって、離婚の商業化(Commercialization)がはつきりあらわれてくる。有責性比較の原則は、夫婦の一方または双方が離婚の目的で一時的に移住していく事態を頻発する契機となることを充分に承知しながら、離婚原因の追加および居住期間の要件の短縮と相まって、あらゆる面から移住離婚の可能性を大ならしめ、それに向って門を広く開く意味もあつたのはなかろうか。「良貨と悪貨が同時的に流通している地域では、悪貨がつねに良貨を追い出す」という経済上のグレシャムの法則が移住離婚にも妥当することは、ラインシュタインの指摘するところであつて、これ

かひみねば、ネバダ州が血の離婚を作り出した元老院の仕方だ。しかも、互責がい有責性比較の原則との移り変りが、移住離婚の招致による別の目的へ變るに至った元老院の離婚法が爲めに。

- (一) Bigman, Recrimination as a defense to divorce, *Intramural L. R. of N. Y. University*, Vol. 6, p. 19.
- (二) Kirkwood, Historical Background and objectives of the Law of community property in the pacific coast states, *Selected Essays on Family Law*, p. 517.
- (三) Ingram and Ballard, The Business of Migratory divorce in Nevada, *Law and contemporary problems*, Vol. II, p. 303.
- (四) A. L. R. Vol. 63, p. 1127.
- (五) 井戸「海外における離婚」トマニタリスカの連絡会議の法律問題[1][1]回^o
- (六) Vernier, American Family Laws, Vol. II, pp. 98-104; Jacobs and Goebel, Cases and other Materials on Domestic Relations, pp. 1110-1111.
- (七) (Note) Migratory divorce: The Alabama experience, Harvard L. R. Vol. 75, p. 568.
- (八) Vernier, op. cit., p. 106.
- (九) 三上太郎「トマニタリスカの離婚法の発展」神田法學雑誌十一卷四四回[1]回^o
- (十) Goodrich, Handbook of the Conflict of Laws, p. 51.
- (十一) リムラルの離婚 (divisible divorce) の離婚が生じ^o
- (十二) Elliott, Divorce legislation and Family Instability, *The Annals of the American academy of political and social science*, Vol. 272, p. 136.
- (十三) 沖縄のネバダ州の離婚原因は、姦通・遺棄・虐待・性交不能・有罪判決または監禁・アセノーネ中毒・扶養義務不履行離婚請求棄却事由の歴史—互論（四）（末井）

精神病である。

- (14) Ingram and Ballard, op. cit., p. 305.
- (15) Ingram and Ballard, op. cit., p. 305.
- (16) 同様に一九一九年の民事弁護法 (Civil Practice Act) によれば、少なく一年の居住期間が定められたが、別居訴訟のみ適用されたとする。
- (17) Elliott, op. cit., p. 136.
- (18) Ingram and Ballard, op. cit., p. 303.
- (19) Ingram and Ballard, op. cit., p. 304.
- (20) Ingram and Ballard, op. cit., p. 306.
- (21) Ploscowe, The truth about Divorce, p. 141.
- (22) Bigman, op. cit., p. 20.
- (23) P. (Pacific Reporter) 2d. Vol. 65, p. 872.
- (24) Bergeson, The divorce mill advertises, Law and contemporary problems, Vol. II, p. 348.
アーカンソー州ではそれ以来、九十日間の居住期間は単に原告が州内に一時的に居住するのみでは足らず、誠実住所を要求されるべく解されてきた。しかし、住所について裁判上厳格な調査をやるといふことは離婚業務 (divorce Business) の障礙を与える事情が明確になつたため、これに利害関係をもつ弁護士たちの提案により、一九五七年法・114章・1110条の1によれば、「離婚管轄権に関する法律で用ひられる住所 (Residence) 」と言葉は、現実の居住を意味するものと定義する。かかる証拠によると、該証拠を主張・提出する原告配偶者は、州内に居住していたものと考慮する」旨を規定した。Annual Survey of American Law. 1957. p. 45.

ノルの規定は Wheat v. Wheat (一九五八) 事件によると、日本では支持されず。Annual Survey of American Law. 1959. p. 55.

(25) Vernier, op. cit., p. 51.

(26) Martindale-Hubbell, Law Directory. Vol. IV. Law Digest, p. 1106.

(27) ネバタ州において離婚の商業化が顕著なんだ、いまの数字もハドムねがる。やだねが、離婚数は人口千人に対する割合でみれば、一九四〇年、一九五〇年にそれぞれ四四・一および五五・七を示してゐるのに、それ以外の州ではフロリダの五・三一および六・五を最高として、やぐてそれ以下に留まつてゐる。Burges and Locke, The Family, p. 527.
別の説明によれば、ネバタ州における離婚事件の五分の三は、当事者夫婦がハーリーとケネスのハーリーシャーン系から離婚原因の一つに付加された。現在では三年に縮められた。McCurdy, Cases on the Law of persons and Domestic Relations, p. 404; ploscowe, op. cit., p. 281.

(28) 有責性比較の原則を採用し、居住期間を六週間に短縮した一九三一年法は第111条の1によく、「五年以上の別居」を短期間の滞在客であるふう。Annual Survey of American Law. 1963. p. 408.

(29) ハーリン・タイン映・山本訳「離婚法と婚姻の安定性」家族と法（日本法社会学全編）11回。

七 フロリダ州

ネバタ州と同じような事情はフロリダ州にもみられる。当初、アメリカがスペインよりフロリダの譲渡をうけ、一八二一年七月二十一日に同地域の主権を宣言した当時、スペイン法が効力を有し、現実に行われていた。⁽¹⁾しかし、ローマ・カトリック教団であるスペインは、離婚に関する事項を教会の手に委ねていたため、世俗的な離婚法は存在しない。翌一八二一年二月二十一日、連邦議会の承認を得て準州に昇格し、十三人からなる立法評議会を組織するに

いたつた。⁽³⁾ 同評議会が離婚法の作成に当り、その当時イギリスで行われていた制度ないし見解を採用した事情は、裁判所における離婚と並んで立法離婚をみとめたことからも推測できる。もともと、イギリスでは教会裁判所が別居しか許さないため、絶対離婚の要求をみたすべく立法離婚が生じたのと異り、フロリダ準州において、立法評議会の手になる最初の離婚法たる一八二八年十月三十一日法により、裁判所で別居はもとより離婚判決も得られるのに、それと並列的に立法離婚をみとめる必然的な理由はどこに存するのか、疑問がいだかれる。⁽⁶⁾ それはそれとして、離婚訴訟提起の前提をなす居住期間については、前示の法律第一条に「現実の居住者」(actual resident) であればよいとし、なんらの期間も要求しなかつた。⁽⁷⁾ その後、一八三五年二月十四日法ははじめて三ヶ月の期間を定め、一八四七年一月五日法は十二カ月、一八五二—五三年法第五五二章・一条は二年を要求した。⁽⁸⁾ それ以来、約八十年間変わらなかつたが、一九三三年法第一六〇〇九条にいたつて一年と改め、さらに一九三三年にはそれを九十日に短縮すべき法案が提出された。⁽⁹⁾ 四五対四二で下院を、十八対十四で上院を通過した同法案に署名したショルフ知事が、「フロリダ州は、合衆国の人々がここに観光客として訪れ、居住者として残るよう招待の手をさしのべる一時的滞在(transient) の州である。もし)の法案が一そく多くの居住者あるいは観光客を当州にもたらすならば、右の招待の線に沿うことになるう」とのべるのも、居住期間を短縮する目的が移住離婚の容易化にあつたことをはつきり示している。

一方、おきの一八二八年十月三十一日法は第五条で、「被告の姦通が夫婦の共謀のもとに、離婚判決を入手する意図でなされたこと、または夫婦が姦通の責を負うべきことが裁判所に明らかになるならば、離婚判決は与えられな

(12) 「い」と規定する。共謀と互責を請求棄却事由とみとめるわけである。一九四〇年法では第六五章・四条となつてゐる。ところが、*Steward v. Steward* (一九四五) 事件において、互責の適用を現実的な立場から考え直した。すなわち「互責の原則はクリーン・ハンズのそれと同じように、公益・社会福祉また当該事件のもつ緊急の必要性等について健全な法律的判断ないし考慮を加えたうえで適用されるべきこと、この原則は絶対的なものでなく、条件付である」と、そして多くの事件において夫婦はいずれも無責でないことからみて、もしこの原則を無差別に適用すれば、「きわめて不均衡な結果をきたす」という。少数意見が有責性比較の原則を設定するのは立法部に委ねるべきであつて、裁判所は問題とすべきでないと主張したが、互責の規定のもとに有責性比較を採用するにいたつてはいる。その後、*Stewart v. Stewart* (一九四七) 事件においても、「互責の原則の適用はクリーン・ハンズの原則と同じく、⁽¹⁴⁾ 公益・福祉および係争中の事件にみられる緊急の必要性により、裁判所が賢明に裁量すべき事項に属する」とし、絶対的な請求棄却事由でない旨をはつきりさせている。⁽¹⁵⁾ 問題を右の両原則の面に留めれば、他の諸州と対照してとくに眼新らしいことはないが、居住期間と関連させるととき、別の事情が浮び上つてくる。⁽¹⁶⁾ さきにネバダ州が一九二七年に居住期間を三カ月に減じ、一九三一年には有責性比較の原則を法律上に明規し、同時に離婚原因の数を増加したのは、すべて移住離婚への道を広く開くためであると考えられた。当面のフロリダ州においても、さきの判決が互責のもの不都合な面を有責性比較の原則により是正すべき意図はもとよりもつていたが、それと並行しながら、ネバダ州のあとを追い、居住期間の短いことと両々相まって、移住離婚の可能性を一そく容易にするという実際的な効果をねらつたと判断してよいのではなかろうか。

- (一) Florida Statute. 1959. p. 531.
- (二) Florida Statute, op. cit., p. 532.
- (三) Florida Statute, op. cit., p. 533.
- (四) 一八二八年十月二十一日法が第1条や superior court の離婚の離婚権を付与したのが始めで、今ハルマリエ1世の立法離婚が行なわれた。一八三一年一月十一日セ Mary Canady の妻、同十九年一月二十八日エ Esther Sparkman の妻があげられた。Florida Statute, op. cit., p. 538.
- (五) Florida Statute, op. cit., pp. 534-536.
- (六) 果やむを得ず、その後 Ponder v. Graham (一八五一) 事件によると、立法離婚の効力が問題とされ、離婚を認めたのは裁判上の行為であつたが、立法評議会は裁判上の行為について権限を有しなかつた。評議会の権限は連邦議会を通じて憲法に由来するから、連邦議会が裁判上の行為を行なう得ないに亘つて、評議会も裁判上の行為について権限をもたないとの理由で、前註(4)にあげた立法離婚は無効とされた。Florida Statute, op. cit., p. 538.
- だが、それより前、連邦議会は一八二六年五月十五日法・四條によると、テロリダ準州の知事および立法評議会による立法離婚は無効といふことになつた。Kent, Commentaries on American Law. Vol. II, p. 125.
- (七) Florida Statute, op. cit., p. 535.
- (八) Florida Statute, op. cit., p. 534.
- (九) Florida Statute, op. cit., pp. 540-541.
- (十) Florida Statute, op. cit., p. 541.
- (十一) Bergeson, The divorce will advertises, Law and contemporary problems. Vol. II, p. 463.
- (十二) Florida Statute, op. cit., p. 535.

(13) Jacobs and Goebel, Cases and other materials on Domestic Relations, pp. 1106-1108.

(14) Sherman, The doctrine of Recrimination in Massachusetts (Recrimination Rejected), Boston U. L. R. Vol. 33, p. 463; Basye, Retreat from Recrimination — De Burgh v. De Burgh, California L. R. Vol. 41, p. 325.

(15) So. 2d Vol. 29, p. 247.

(16) ユニオン州の Benson v. Benson 事件についてのノート (Notes) Recrimination and Alimony — Are they compatible? Syracuse L. R. Vol. 13, p. 572.

(17) 移住離婚に当たる最近の二つの事件 Brummitt v. Brummitt (一九五五) 事件および Harman v. Harman (一九六一) 事件は、原告たる妻が夫より非行の度が大であるべきものとの請求を立てており、有責性比較の原則の適用をめぐらしく争っている。So. 2d . Vol. 115, p. 576; Vol. 128, p. 164.

第四節 反対する州

夫婦双方に離婚原因たる非行があるとの理由で、ややれの側からの離婚請求も棄却する、いのいじから必然的に生じる不都合な結果をあけるため、ある州は法律ないし判例によつて有責性比較の原則を採用するようになつた。だが、イギリス教会裁判所の判例を参考にして展開された互責の原則は、やでにその基礎が固まつておひ、一朝一夕にして動搖するはずはない、多くの州がこれを通り前の事理として、適用をうづける。かかる現象は、離婚を一種の制裁とする考え方、ひいては離婚を無責の被害配偶者のための救済とみる思想が強力ないしむを示すものといわなければならぬ。いの立場からば、新たに登場してあたる有責性比較の原則に対し、鋭い批判の眼が向けられるのや自然の勢であるが、いきには裁判所がいの原則を理解する仕方に疑問がもたれるものがみられるし、たとえ理解に

誤りがなくとも、この原則に左程しないため、いぜんとして互責を固持するはつきりした根拠を示す必要が生じるゝことなる。また、互責を固持するの余り、有責性比較の原則には全く眼もくれない例も充分に想像される。これら的事情をいくつかの州について探つてみよう。

一 マサチューセッツ州

もし有責性比較の原則を採用すれば、夫婦双方に非行のある事実が認定されても、それのみを理由に離婚請求を棄却するわけにはいかず、双方の非行についてその程度を比較考量しなければならないが、そこに判事の自由裁量の範囲が拡大し、法的安定性が損われる恐れが生じる。マサチューセッツ州の *Reddington v. Reddington* (一九四五) 事件はかかる危惧の念を示している。この事件において、妻が虐待および侮辱的処遇を理由に離婚の訴を提起したので、夫は姦通を互責の抗弁とした。これに対し、原審が夫の抗弁を容れ妻の請求を棄却したため、妻は有責性比較の原則によるべき旨を主張して控訴した。そこで裁判所は、「われわれは全くの自由裁量で離婚請求の当否を判断することはできない。必ず法律を唯一の海図およびコンパスにしなければならず、それによって画一的な正義 (Uniformity of Justice) という結果が得られる。……もし判事各自が自己のもつ離婚觀にしたがつて裁量権を自由に行使できるとするならば、離婚に関して法律の支配 (Government of Laws) は姿を消し、人間の支配するものとなる」のべ、有責性比較の原則を排し、原審と同じく互責を理由に妻の請求を棄却している。さきに第二章・六節に検討したとおり、マサチューセッツ州では離婚法上に互責に関する規定はないが、判例によつて厳格に

適用されてきた。互責によくべき如の判決の言葉は、判例法として確立している互責を維持すべく命じるものと理解しなければならない。

それにしても、前示のような裁判所の見解が果して当を得たものかどうか。なるほど、離婚事件において夫婦双方の非行が明らかになるとき、互責を忠実に適用してつねに離婚請求を棄却すれば、言葉どおりの意味において、法的安定性 (Legal Stability) ないし法的確実性 (Legal Certainty) を確保であると一応はいえよう。裁判所はこれを指して画一的正義とするのであらうが、法規範を画一的に適用することがつねに正義に合致するやえんとはかぎらない。それはあくまでも、当該法規範が社会によって妥当なものとして承認され、社会的規範と一致するかぎりにおいて、いえることであって、そうでなくなれば、かえって正義に反する事態も生じてくる。カドーヴもいうように、「法の確実性を尊重するに当つて、健全なる確実性」と「虚構の確実性」、金と金鍍金を区別しなければならず、さらに進んで一度確実性を獲得した暁においても、確実性のみが唯一の善ではなく、確実性を手に入れるために支払う代価が余りにも高価なことがあるし、不斷の静には不斷の動におけると同じく危険が存在している。⁽²⁾ 互責についても、現に夫婦双方に非行がみとめられるとの理由のみで、ほかの事情には一切眼をつぶつたまま、つねに離婚請求を棄却する結果、先例を遵守することによる法的安定性は保持できても、個々の事件における具体的妥当性 (definite probility) は犠牲に供される例が数多く産れた。それによって維持される確実性はもはや「健全なる確実性」ではなく、「虚構の確実性」にすぎない。互責に頑迷固陋にしがみつくことから生じる不都合を是正する目的で案出されたのが有責性比較の原則である。これが虚構の確実性を排し、失われた具体的妥当性を再びとり

戻しながら、健全なる確実性を指向していることはいうまでもない。もともと、法的安定性・確実性と具体的妥当性とは、両者がうまく調和してはじめて正義を実現できる。離婚のような人情の機微に触れる問題につき、裁判所はとくに右の二つの要請をあらゆる角度から慎重に考えなければならない。互責を固持することによってのみ法的安定性を確保でき、有責性比較の原則はそれを損う恐れがあるとして排除するのは、虚構の確実性にわざわいされた、余りにも独断的な考え方と思われる。

また、前示判決では、裁判所が有責性比較の原則によるとき、互責の場合と比べて自由裁量の範囲が広がることを恐れている。たしかに、夫婦双方に非行を認定したならば、さらに進んでその非行の程度を比較考量する必要が生じる。しかし、判事各自の離婚観に照らし、全くの自由裁量で離婚請求の当否を判断するといったものではない有責性比較の原則はあくまで破綻主義と区別する必要がある。非行の程度の少い方に離婚判決を与えるべきことは予め決っているから、被告が互責を抗弁とするときは、原告の非行の程度が少い場合にのみその請求をみとめ、また被告が反訴を提起しておれば、非行の程度の少い方に離婚判決を与えることになる。つまり、判事の裁量とはいっても、夫婦双方の非行の程度を比較するに留まり、有責性比較の原則がまだ有責主義の領域を脱するまでにいたっていないかぎり、それ以上の広い範囲に及ぶはずはない。このことは、破綻主義のもとで判事が行使する広範囲な裁量と比較すれば、容易に納得できるから、前示判決の示した危惧の念も相当に割引いて考えるべきであろう。

- (1) A. L. R. Vol. 159, p. 1448.
- (2) カドーヴ・守屋善輝訳「法の発達」一六頁。

裁判所が有責性比較の原則を理解する仕方に若干の疑問がいだかれるものとして、ミネソタ州の *Hove v. Hove* (一九四五) 事件⁽¹⁾がみられる。この事件において、夫が残酷かつ非人道的処遇を理由に離婚の訴を提起したのに對し、妻は同じ非行を抗弁とした。原審は有責性比較の原則を適用して夫の請求をみとめたので、妻は互責によるべき旨を主張し、原判決の破棄を求めて控訴した。裁判所はこれに対し、「少しばかりの裁判所が有責性比較の原則を採用し、互責に一つの例外を付け加えた。公益あるいは特別の緊急性からみて、ときには離婚判決を与える必要が存在し、もし夫婦共同生活が不可能になつてゐるならば、離婚を阻止すべきでない」というのが根本的な理由であるかかる理由⁽²⁾によつて、われわれは何の感銘もうけない。むしろ、有責性比較の原則の採用を拒絶しているミンガン⁽³⁾、ネバダ⁽⁴⁾およびオハイオ諸州の見解に賛成する」とのべ、夫婦双方の非行を理由に互責を適用し、原判決を破棄して妻の請求を容れている。

ミネソタ州では当初、一八七七年法第六二章の第六条が六個の離婚原因を列挙し、さらに第九条に「姦通を理由に提起された離婚訴訟において、姦通の事実が立証されたとしても、下記の場合、裁判所は離婚請求を棄却する」とができる (may deny)。……(4)もし被告が無責であるならば離婚判決を得ることができるであろうような事情のもとで、原告にもまた姦通の責があつたことが立証されるとき⁽⁴⁾と規定していた。双方に姦通が認定され、場合にかぎりて、互責を適用する趣旨である。だが、その後の判例はいずれも、離婚原因たる非行の種類を問わず、姦通を含めて広く適用していく。 *Buerferning v. Buerferning* (一八七七) 事件⁽⁵⁾、 *Jokela v. Jokela* (一九一〇) 事件⁽⁶⁾を含めて広く適用していく。 *Buerferning v. Buerferning* (一八七七) 事件⁽⁵⁾、 *Jokela v. Jokela* (一九一〇) 事件⁽⁶⁾

ムリ Thorem v. Thorem (一九三三) 事件が(6)これに当る。そこで、前回の Hove v. Hove (一九四五) 事件当時は、一九四一年法第五一八条の八が右と同趣旨を定めてゐる。

ムリ "棄却する" がである⁽⁷⁾との文言は、むしろ "棄却しなければならない" (must deny) の意味であるといわれる⁽⁸⁾。たしかに、前示の規定をその文字どおり解釈するがより、双方の非行が姦通である場合にのみ、互責が適用され、それ以外については問題は別となる。かかる場合にも互責を適用して離婚請求を棄却するか、有責任比較の原則により妥当な解決を計るかは、もはや法律の規定と関係なく、裁判所が自由に判断すべき開題に属しており、それが可能なはずであり、判例もこの道を進んでいる。本件において、裁判所が前者の見解をとつたのは、従来の判例の見解を踏襲する意図はもとよりとしても、有責任比較の原則をあたかも破綻主義かのように理解し、これを採用するのをやややめたことにも起因するのではなかろうか。すでに指摘したとおり、この原則はいせん有責主義の域に留まつてゐる。互責を理由に離婚請求を絶対にみとめない不都合を是正するため、有責任つまり非行の程度の少い方に離婚判決を与える道を開くにすぎない。裁判所は夫婦双方の非行を判断の対象とし、婚姻関係が破綻しているかどうかについては、まだ立ち入らない。双方に非行があり、しかも婚姻関係が破綻していると認定するから、非行の程度の少い方の離婚請求をみとめるのであれば、有責任比較の原則に破綻主義的な見解をプラスしたものとさうべきだけれども、単に有責任比較の原則というとか、これと趣を異にする。裁判所はこの点で誤解していたのではないかと思われる。

(一) A. L. R. vol. 159, p. 731.

(2) 前章・三節の 1 点明かにしたるが、同州では互責が請求棄却事由の 1 つに規定されるが、Weiss v. Weiss (一九一九年) 事件で有責性比較の原則が採用され、その後 Legatski v. Legatski (一九一五年) 事件で再び旧は復し、互責による抵触を明示するに至った。一九四五年当時はこの状態にありだるものと思われる。

(3) 前章・三節の大半のぐたよに、同州では一九三一年の法律で有責性比較の原則を採用するに至った。それゆえ、Hove v. Hove (一九四五) 事件においては、この原則を拒否してはたのが事実とすれば、その間に事情の変更がなければならぬとする、何の問題もなさう。裁判所の誤解である。

- (4) Minnesota Report. Vol. 23, p. 563.
- (5) Minnesota Report. Vol. 23, p. 563.
- (6) Minnesota Report. Vol. 111, p. 403.
- (7) N. W. Vol. 246, p. 391.
- (8) Minnesota Statutes Annotated. Vol. 2, 1941. p. 3387.
- (9) Basye, Retreat from Recrimination. De Burgh v. De Burgh, California L. R. Vol. 41, p. 325.

一九四四年法律は一九四七年法律となりがねじらだが、一九四七年法律五・八条・六(六) によれば、「夫婦双方がそれぞれ離婚原因を構成するようなら行為をしてしまがかかるが、離婚判決は夫または妻が訴え立てるがやむを得ない」ので、裁判所は裁量権を付与する旨を規定している。Moore, A critique of the Recrimination Doctrine, Dickinson L. R. Vol. 68, p. 158.

II カリフォルニア州

アメリカ全州のうち、有責性比較の原則を採用するのは約五分の一 ⁽¹⁾ である。他の州は互責を「せんじ」と適用する。その理論的背景の一つは「われらのクリーン・ハーツの原則」が大きな影響を及ぼして、事実を推測するに難がある。

くない。さきのミネソタ州の事件で、有責性比較の原則を採用するのを拒絶した州としてオハイオ州の名があげられたが、同州の *Veler v. Veler* (一九三五) 事件によつてもよくわかる。この事件において、原審は夫婦双方に極端な虐待の事実を認定し、いずれの離婚請求も斥けたので、一方が控訴し、有責性比較の原則によるべく主張した。これに対して裁判所は、「離婚事件の審理に当り、有責性比較の原則を考慮してはならない。つまり、夫婦双方に離婚原因たる非行があると認定し、ついで二人のうち非行の程度の少い方に離婚判決を与えることはできない。夫婦の一方が有責で他方で無責であるとき、裁判所ははじめて離婚請求をみとめる」とのべ、控訴を斥けている。

ところで思い出すのは、さきに第二章・一節で最初に参照した判例がくしくもオハイオ州の *Mattox v. Mattox* (一八二六) 事件であったことである。この事件では、法律に規定がなくとも、互責を離婚請求棄却事由とする妥当性がクリーン・ハンズの原則によつてさらに強化された事情を明らかにしたが、一世紀以上も経過した本件でも、同じ理由によつて互責を是認する。当初より今日にいたるまで、離婚訴訟は法律に規定がなくとも、衡平法上の手続として行われてきた。⁽³⁾これと互責との関係をマーシャルとメイが、「オハイオ州の見解によれば、互責の抗弁は離婚訴訟が衡平法上の手続であることにもとづいており、原告配偶居は『清い手』をもつてこなければならず、彼自身に同様の非行 (*in pari delicto*) があつてはならない」とのべている。クリーン・ハンズの原則を理由に有責性比較の原則の採用を拒否する。これは単にオハイオ州のみでなく、離婚訴訟を衡平法上の手続とするすべての州に通じていえることではなかろうか。しかし、互責の原則も社会規範の一つであるから、人々のもつ規範意識に支えられてはじめて、真価を發揮できる。それが規範意識に合致するから多くの州で維持されているのであれば問題はな

いが、規範意識との間にずれが存し、それが追いつかれが広がる傾向にでもあるひやれば、いかに裁判所が理論を駆使して互責を維持すべく努めてゐ、所詮むなしの努力に終るのではなかぬか。⁽¹⁹⁾ に疑問がいたかれる。

(1) 第二章・三節註(2)(3)(4)。

(2) A. L. R. Vol. 159, p. 734; Hutchison, *The Statutes of Recrimination as a defense to Divorce Action in Ohio*,

Western Reserve L. R. Vol. 18, pp. 1337-1338.

(3) Vernier, *American Family Laws*, Vol. II, pp. 130-131; Supplement, p. 53.

(4) Marshall and May, *The Divorce court*, Vol. II, p. 170.

(5) 互責について一般の人々がいかなる規範意識をもつてふつかないか1つの例として、シャーマンによると、夫婦双方に離婚原因があれども、それも離婚判決を得られないことを聞いた100人のうち、八十五人はそれを信じられないしながら、他の廿人は法律学生が二十人あるたゞら。Sherman, *The Doctrine of Recrimination in Massachusetts (Recrimination Rejected)*, Boston U. L. R. Vol. 33, p. 467.

シャーマンがより狭い範囲でした別の調査では、二十一人の中、二十一人のみが互責の原則のあつたことを知つてゐたが、二十一人のうち一人のみが、この原則が保持されねばならないと考えた。Notes) Recrimination and Alimony—Are they compatible? Syrasuse L. R. Vol. 13, p. 573.

四 ニューハンプシャー州

有責性比較の原則を採用しない州の一つにニューハンプシャー州が数えられる。しかし、同州の離婚法は東隣のイリノイ州のそれと凡んじ同じ言葉使いであり、後者を模写したものだらうといわれてゐる。⁽¹⁾ イリノイ州では第二節・十四

にのべたとおり、一八一九年二月一日に離婚法を制定したが、互責を含む請求棄却事由について何も規定せず、一八二五年一月十七日法がはじめて常習的飲酒を理由とする別居請求に関し、原告自身の誠実さを要求するにすぎなかつた。互責の規定は降つて一九二七年か、それより少し以前に設けられた。これに対し、イリノイ州の離婚法を模写したといふミズリー州では、一八四五年法第五三章・四二六条に“無責の被害配偶者”が離婚判決を得ることができると規定し、一八六五年法第一一四章・七条に⁽³⁾、夫婦双方の姦通を絶対的な棄却事由と定めている。右の規定のもとで、*Nagel v. Nagel* (一八三八) 事件および*Hoffman v. Hoffman* (一八六五) 事件は双方の姦通にかぎることなく、離婚原因たる他の非行についても広く互責を適用する見解を示し、その後も変更はみられなかつた。なお、一九〇九年法第二三三七〇条は離婚原因を列举したのむ、「上にあげた理由のいづれかにもとづき、被告配偶者は離婚判決を得ることができる」旨を附加しているのが注目される。

ところで当面の問題たる有責性比較の原則はどうかといえば、ミズリー州はこの原則の採用を拒否している。*Barth v. Barth* (一九一二) 事件ではつきりわかる。この事件において、夫は彼の境遇を耐えがたくする侮辱を理由に離婚の訴を提起し、妻が不作法な処遇を抗弁とした。原審は双方の非行をみとめながら、夫に離婚判決を与えたので、妻が控訴した。裁判所はこれに対し、双方の非行を認定し、原告が離婚法にいわゆる無責配偶者に当らないとして、婚姻の絆がいかに耐えがたいものになつていようとも、もし夫婦がいずれも清い手で裁判所にやつてきていないならば、絆を解くことができない。無責の被害配偶者に離婚判決を与えるといふ、これこそ、われわれの離婚法の本質をなしている。双方に非行のある場合、裁判所は、二人のうちのいづれの非行の程度が大きいか、または小さ

らかを機切に調整された料で詰量あくべ全いぬいせおや、シテれにめ救済を与へな」ふのぐ、原判決を破棄・差戻してしる。〔めり、クリーン・ハーバーの原則を基礎にあら、離婚法の規定する双方の姦通にかまひはず広く互責を適用してい、有責性比較の原則の採用はな首肯しな」。この点ば、互責に関する規定をもたない大ハイオ州の場合と較る一足歩める所のシナリヤ。Coon v. Coon (| 九|一|一) 車件おみだ Schumacher v. Schumacher (| 九|一|九) 事件でも事情は変へてふだ。

- (一) Zacharias, Recrimination in the Divorce Law of Illinois, Chicago-Kent L. R. Vol. XIV, p. 224.
- (2) Missouri Report. Vol. 43, p. 549.
- (3) N. W. Vol. 151, p. 771.
- (4) Missouri Report. Vol. 12, p. 35.
- (5) Missouri Report. Vol. 43, p. 547.
- (6) S. W. Vol. 151, p. 771.
- (7) S. W. Vol. 151, p. 769.
- (8) S. W. Vol. 236, p. 358.
- (9) S. W. 2d, Vol. 14, p. 519.